

朱仁聰と周文裔・周良史

— 来日宋商人の様態と藤原道長の対外政策 —

森 公章

はじめに

私は先に「劉琨と陳詠—来日宋商人の様態—」（原載『白山史学』三八、二〇〇二年、註（2）拙著所収）なる論考を草し、十一世紀末の入宋僧成尋の渡海日記『参天台五臺山記』（以下、『参記』と略称）読解の一助として、入宋後の成尋の通事となつて活躍した陳詠のあり方を中心に、複数回数の来日、日本人渡海者の渡航・連絡手段提供など、当該期の宋商人（商客、海商）の彼我往來の様態を検討した。^② 宋商人は実質上最後の遣唐使となつた承和度遣唐使が帰朝した九世紀中葉頃から始まる唐商人の来航、遣唐使によらない日本人の求法・巡礼僧の彼我往來を先蹤とし、五代十国の混乱期も含めて、新しい通交形態、日宋貿易の担い手として注目されてきた。^③

日宋貿易については夙に森克己氏による総合的・網羅的な研究があり、^④ 長らく定説の位置を保ってきたが、近年は様々な論点をめぐつて再検討が加えられ、新見解を成書化し、日宋関係の理解を再構築しようとする成果も陸續と呈されている。^⑤ 個々の宋商人の様態に関しても着実な研究蓄積が付加されているが、^⑥ 遣唐使の時代程には悉皆的考察が行われている訳ではなく、さらに細密な検討が求められるところである。表題の三人の宋商人についての専論は少ないが、従来

は短期滞在と短い間隔での再来日をくり返して頻繁に來航を企図したと考えられてきた彼らの滞在形態を一新する理解が呈され、また周良史に関しては中国の地方誌の中に新史料があることが指摘されている。⁸

朱仁聰の二度目の來日は長徳元年（九九五）、周文裔・周良史父子は長和・寛仁・長元の來航で、最後の來着の少し前にあたる万寿四年（一〇二七）十二月四日には藤原道長が死去しており、彼らの活動時期は長徳の変に始まる藤原道長執政期とほぼ並行する。道長、そして子の頼通は摂関政治の全盛を現出させた人々であるが、摂関政治に関しては政所政治論とともに、地方政治は受領に委任され、寛仁三年（一〇一九）の刀伊の入寇への対応に大宰大貳藤原隆家の武勇と決断力での処理を例に、地方政治・外交への関心が希薄であると評されていた。しかし、摂関政治も太政官の政務を中心とするものに他ならず、当該期の朝廷の政務形態が解明されており、受領による地方統治は受領功過定などによりむしろ中央集権的地方支配が進展していることが明らかになっている。¹⁰

刀伊の入寇に関しては、大貳藤原隆家の個人的資質や「府無_レ止武者等」と称される九州武士団の始祖となる人々の活躍だけでなく、基本的には大宰府の機構、府衛の軍制による対処がなされており、刀伊の入寇・退去が短時日のうちになされ、中央に情報が届いた時には事態が終息していたのである。その後の高麗による刀伊撃破・被虜日本人の送還に際しては、朝廷が外交を主導しており、地方政治・外交に無関心であった訳ではなかった。¹¹ 近年は「道長の王権」というとらえ方が示され、摂関政治と院政を断絶するものではなく、連続形態として把握しようとする時代区分案も有力になっており、道長執政期の政務運営方法に後代につながる側面を見出そうとする理解が呈されている。¹² 外交面に関する旧来の通説では十_一世紀は「受動的貿易の展開」として一括されているが、近年の研究の深化によって、外交システムについてもさらに細かく時期による変化の有無や変遷過程を考究していくことが必要であると思われる。¹³

そこで、小稿では表題の宋商人の來日様態を探りながら、外交方策の基本である年紀制や渡海制に留意しつつ、藤原

道長執政期の対外政策のあり方を考察してみたい。合せて道長期以降の対外政策の基調についても展望し、遣唐使の時代以降の古代日本の外交方策の行方を私なりに整理することができればと思う。

一 朱仁聰の来航

朱仁聰が初めて日本に到来したのは、最初の入宋僧である裔然が「本朝永観元年（九八三）八月一日、駕_レ吳越商客陳仁爽・徐仁滿等帰船_レ渡_レ海。（中略）彼朝雍熙三年（九八六）載_二台州鄭仁徳船_一、奉_レ迎_二請像_一耳。本朝永延元年（九八七）也」（『優填王所造栴檀釈迦瑞像歴記』）¹⁴とある鄭仁徳の来航とほぼ同時期と目され、初期の来日宋商人の一人であった。¹⁵ 朱仁聰の来日は二度で、Iは永延元年（九八七）十月来着↓同二年正月以降頃に帰国、IIは長徳元年（九九五）九月来着↓長保四年（一〇〇二）秋頃に帰国と目される。¹⁶ まずは朱仁聰の関係史料を摘録することから始めたい。

I—01 『扶桑略記』永延元年（九八七）十月二十六日条（『日本紀略』此歳之冬条も同文）
大宋国商人朱仁聰来到。

I—02 元亨二年具注曆裏書

永延二年、朱仁聰献_レ羊。

I—03 『源信僧都伝』（『大日本史料』第二編之二十三）

（上略）永延之初、偷_レ閑頭_二陀海西_一、相_二遇_二大宋商人朱仁聰（聰）_一、同船唐僧齊隱帰郷_一贈_二往生要集_一之書状曰、（下略）

II—01 『日本紀略』長徳元年（九九五）九月六日条

若狭国言上、唐人七十余人到_二著当国_一。可_レ移_二越前国_一之由、有_二其定_一。

II—02 『百鍊抄』長徳元年九月六日条

諸卿定_レ申若狭国唐人事_一。可_レ移_レ越前国_一之由定申了。(廿日、同有_レ此定_一)

II—03 『權記』長徳元年九月二十四日条(『本朝世紀』同日条も同文)

(上略) 先日若狭国所_レ進唐人朱仁聰・林庭幹解文并国解、依_レ仰下_レ奉_レ右大臣_一。件唐人可_レ被_レ移_レ越前国_一之由、前日諸卿被_レ定申_一。隨則以_レ其由官符_一、下_レ遣若狭国_一。而下_レ知官符_一、彼国_レ所カ_レ進商客解文之事可_レ被_レ召_レ問国司_一者、是又公卿所_レ定申_一也。件解文以_レ官符_一可_レ返_レ遣於国司許_一也。後聞、右大臣於_レ陣下_一給_レ左大弁_一、々々結_レ申国解_一云々。左武衛示云、卿相結申如何云々。縱雖_レ公卿_一已為_レ弁官_一、上卿所_レ下結文結申例也。

II—04 『小右記』長徳二年(九九六)五月十九日条

大宰典倫頼申文・唐人返抄等、先可_レ遣_レ仁宗〔聰〕所_レ之由定申了。

II—05 『日本紀略』長徳二年十月六日条

定_レ大宋国商客朱仁聰事_一。

II—06 『日本紀略』長徳二年十一月八日条

下_レ法家_一、令_レ勘_レ大宋国商客朱仁聰罪名_一。明法博士允正勘_レ申之_一。

II—07 『本朝麗藻』卷下 ※藤原為時は長徳二年正月十八日越前守任

觀調之後以_レ詩贈_レ太宗客羌世昌_一。藤為時。六十客徒意態同、独推_レ羌氏_一作_レ才雄_一、來儀遠動煙對外、賓礼還慙水館中、畫鼓雷奔天不_レ雨、彩旗雲聳地生_レ風、芳談日暮多_レ殘緒_一、羨以_レ詩篇_一、子細通。／重寄。言語雖_レ殊藻思同、才名其奈_レ昔楊雄_一、更催_レ鄉淚_一秋夢後、暫慰_レ羈情_一晚醉中、去_レ国三年孤館月、歸程万里片帆風、嬰兒生長母兄老、兩地何時意緒通。

II—08 『元亨釈書』卷五慧解四（『続本朝往生伝』（15）寛印も参照）

釈寛印、事楞嚴院源信、学業早成。時宋人朱仁聰在越之敦賀津、信欲見聰、拉印而往。仁聰出接之。壁間有画像、聰指曰、是婆那婆演底守礼神也。為資渡海厄所帰也。師知此神乎。信憶華嚴經中善財讚嘆偈、以筆題像上曰、見女清淨身、相好超世間。呼印曰、子書次句。印把筆写曰、如文殊師利、亦如宝山王。仁聰見之、感嗟曰、大藏者皆二師之腸胃也。乃設二椅延之。（下略）

II—09 『日本紀略』長徳二年十一月二十六日条

下給大宋国天台宗源清送日本天台法文合七卷并牒状二通、座主暹賀解文上。令匡衡・齐名等令作返牒。

II—10 『小右記』長徳三年（九八七）六月十三日条

（上略：高麗より牒状到来）又北陸山陰等道可給官符之由僉議了。上達部云々。大宋国人近在越前、又在鎮西、早可帰遣歟。就中在越州之唐人見聞当州衰亡歟。寄来近都国、非無謀略、可恐之事也者。

II—11 『小右記』長徳三年十月二十八日条

若狭守兼隆（澄）為大宋国商人仁聰（聰カ）等、被□□〔陵磔カ〕□□朝損面目、悲哉。

II—12 『百鍊抄』長徳三年十一月十一日条

令三法家勘大宋商客輩仁聰罪名。小右記云、若狭守兼隆、為大宋国客仁聰等、被二陵磔云々。然者依此事一被勘罪名歟。年紀不相違。

II—13 『権記』長徳四年（九九八）七月十三日条

（上略）与仁聰同船僧齊隱所持来之大宋僧源清牒二通返牒可令候之由仰左大臣。々々仰匡衡朝臣・齊名等。源清所乞経論疏義合若干卷（入函）・写料紙若干卷（入細折櫃）。此中一卷、僅令宮内史生永国書写。其遺卷々、

令_レ召_二能書者_一、皆称_二病由_一不_二參來_一、仍未_二書寫_一了。可_レ入_二料管事等_一、出納允政・小舍人貞光所_レ知也。(下略)

II—14 『本朝文粹』卷十二「牒大宋国杭州奉先寺伝天台智者教講經論和尚」(大江匡衡作)

右、至道元年(九九五)長徳元)四月日牒封、故座主權僧正暹賀領掌、未_レ及_二報陳_一、湔以即世矣。覺慶偏以_二年臆_一、猥得_レ領_二衆、繼_二彼前好_一。写_二我短懷_一、雖_レ無_二傾蓋之昵語_一、自諳_二動履之德音_一。梵志之求道十二年、師逾_二二十年_一。智者之閱經十五編、師及_二五十編_一。靜而思_レ之、匪_レ直也人。見贈_二法華示殊指_一二卷・龍女成仏義一卷・十六觀經記二卷・仏国莊嚴論一卷・心印銘一章。見_二斯文之彰外_一、知_二其才之弼中_一。学徒六七、聊有_二注出_一、不_二敢加_一雌黃、唯是展_二情素_一。又見_二求仁王般若經疏・弥勒成仏經疏・小阿弥陀經疏并決疑金光明經玄義・荆溪然禪師所撰華嚴骨目_一、共有則繕写。其無則闕如。目錄在_レ別、不_レ更_二委注_一。便附_二廻信_一。到宜_二檢領_一。僧龍之澍_二法水_一、更挹東流、義虎之発_二智風_一、尽振_二上葉_一。对_二玉簡_一而增_二日域之光曜_一、関_二石函_一而補_二天台之闕文_一。中国之遠求、有_レ感哉有_レ感哉。臨_二白首_一而始知。恨_二隔面於鼇波万里之外_一、仰_二玄趾_一而遙_レ契。願促_二膝於龍華三會之朝_一、珥_レ筆潜然。珍重珍重。今以状_レ牒。牒到准_レ状。故牒。 年 月 日。日本国天台座主阿闍梨僧正法印大和尚位覺慶。

II—15 『權記』長保元年(九九九)七月二十日条

(上略) 八幡宮申仁聰貢_二獻於彼宮_一物使修行僧捕擲之申文奉_二左府_一。(下略)

II—16 『小右記』長保元年十二月十六日条

(上略) 中宮明順依_二唐人愁_一可_レ被_二召問_一云々。

II—17 『權記』長保二年(一〇〇〇)八月十七日条

(上略) 去年付_二左衛門番長忠滿_一、遣_二大宰府仁聰物事文_一、彼府返解文等国平朝臣持來。子細在_二目錄_一。

II—18 『權記』長保二年八月二十日条

(上略) 下_三左大臣文四枚_一。是大宰府解文也。件府言上令_レ返_三請大中臣延忠・粟太光忠等貴受仁聰雜物_一文(仰趣見_三目錄_一)。(下略)

II-19 『權記』長保二年八月二十四日条

(上略) 皇后宮仰云、大宋商客仁聰在_三越前国_一之時所_レ令_レ獻之雜物代、以_レ金下遣之間、仁聰自_三越前_一向_三太宰_一之後、令_レ愁_三申於公家_一以下未_レ給_三所_レ進物直_一之由云々。即遣_三仰大式許_一之處、初雖_レ相_下約可_レ渡_三料物_一之由上、後變_三約束_一不_レ行。仍令_レ齎_三金於侍長孝道_一、下_三遣彼府商客許_一。而大式制_三止使者之遇_三商客_一、只檢_三領料金_一渡行之間、商客致_三量欠_一。所_レ進請文金數、減_三少從_三先日所_レ遣之數_一。然而不_レ論_三其事_一、重可_レ令_三下遣_一之。但彼府有_下重所_三申上_一之事者。其府解何日所_レ申哉。已下_三遣料物_一之後、重所_レ申歟、奇思食無_レ極、依_三此事_一可_レ被_レ召_レ問_三明順朝臣_一云々。其事亦如何、令_レ啓。已下_三給料物_一者、早可_レ令_三明順朝臣_一申其由_一歟。仁聰申詞日記之中有_下未_レ弁_三渡其料_一之旨上、仍公家所_レ被_レ尋也。(下略)

II-20 『宋史』卷四九一外国七・日本国伝

(上略) 咸平五年(一〇〇二)、建州海賈周世昌、遭_三風飄_一至_三日本_一、凡七年得_レ還。与_三其国人藤木吉_一至。上皆召_レ見之。世昌以_三其国人唱和詩_一来上、詞甚雕刻、膚淺無_レ所_レ取。詢_三其風俗_一云、婦人皆被髮、一衣用_三二三縑_一。又陳_三所_レ記州名_一年号_一。上令_下藤木吉以_三所_レ持木弓矢_一挽射上、矢不_レ能_レ遠。詰_三其故_一、國中不_レ習_三戰鬪_一。賜_三木吉時裝_一・錢_一遣還。(下略)

II-21 『百鍊抄』康平三年(一〇六〇)八月七日条

諸卿定_下申大宋商客林養・俊改等来_三著越前国_一事上。賜_三糧食_一可_三廻却_一之由被_レ定畢(後日賜_三安置符_一。長徳仁聰例云々)。朱仁聰_一の到来事由や交易状況は不明であるが、史料I-03によると、この時に朱仁聰は大宰府において永延元年(九八七)に四十六歳で西海道頭陀中の源信と邂逅し、『往生要集』付託に関与したことが注目される。即ち、朱仁聰の

船には齊隱なる宋僧が同乗しており、彼が『往生要集』を受領したという。齊隱はⅡ―12に朱仁聰Ⅱにも同船して再来日したことが知られ、仁和寺所蔵『法華經開題』所収至道元年（九九五）長徳元）四月付大宋国杭州奉先寺伝天台智者教講經論僧源清牒（『大日本史料』第二篇之二十一三六五―三六七頁）にはこの時に源清が日本の天台教団に送付した經論を「僧齊隱士」に付託するとあり、『源信僧都伝』では「杭州錢塘湖水心寺沙門齊隱」と記されているので、遣唐使の時代から日本僧とのつながりがあった杭州寺院から派遣された人物と思われる。¹⁷⁾

ところで、この『往生要集』の付託をめぐるのは朱仁聰以外の宋商人の名前も登場し、事態はやや錯綜している。Ⅰ―03に関わる永延二年（九八八）正月十五日付源信書状は『往生要集』下巻末尾に付載されているが（『朝野群載』巻二十「恵心僧都贈『往生要集於大宋国』書」には「年月日」と記載）、充所には「大宋国〈某〉賓旅下」とあり、実名は記されていない。一方、『首楞嚴院廿五三昧結縁過去帳』に引載された行迪和尚送書（『大日本史料』第二篇之二十三―三〇八頁）には「行迪自己丑去載（九八九）永祚元）於当府楊都綱処、領得大師製作往生要集一部三卷」とあり、婺州雲黃山七仏道場住持の行迪は楊都綱¹⁸⁾楊仁紹から受領したといい、正暦三年（九九二）三月に源信は楊仁紹に付託して行迪に經論を送付している（『因明論疏四相違略註釋』下・奥書）。楊仁紹は齋然の弟子嘉因が再度渡海し、帰朝時にも乗船した鄭仁徳とともに彼我往來した人物と目され、とすると、朱仁聰Ⅰとほぼ同時期に到来していた鄭仁徳・楊仁紹も『往生要集』の中国伝播に関与していたことになる。

また『往生要集』下巻末尾に付載の正暦二年（九九二）二月十一日付周文徳書状には「大師撰撰得往生要集三卷、捧持參詣天台国清寺」、附入既畢。則其專当僧、請領状予也」とあり、『往生要集』を国清寺に齎したのは周文徳なる宋商人であったことが知られる。この書状では周文徳は『往生要集』の行方を報告するとともに、「方今文徳忝遇衰弊之時、免下衣食之難。仰帝皇之恩沢、未隔詔勅、并日之食甌重欲積塵、何避飢餓之惑哉」と述べ、

安置供給をめぐる源信に何らかの口添えを依頼しているようであり、源信と知己であったことが看取される。

『往生要集』については、『首楞嚴院廿五三昧結緣過去帳』に「寂照上人（前三河入道名也）從宋送書云、往生要集現在三國清寺弘之」とあり、日本では中国に広く流布・讃仰されていると喧伝されているが、『参記』卷四熙寧五年（二〇七二＝延久四）十月二十五日条には、「始自三國清寺諸州諸寺往生要集不流布一由聞之。大略務州請納不流布一歟。於日本所聞全以相違」と記されており、彼我の認識には差違が大きかったことが窺われる。¹⁸以上、『往生要集』の付託状況や中国での受容の有無に関しては究明すべき課題が存するが、II-08に見える源信と朱仁聰の關係やII-13に明記された斉隱と朱仁聰の關係を考慮すると、朱仁聰Iの来日時に朱仁聰と源信に何らかのつながりが形成されたことはまちがいないと思われる。²⁰

次に詳細な動向が知られる朱仁聰IIについて検討したい。²¹今回はまず若狭国に到着したのが大きな特色である。II-01～03に記されているように、八世紀以来頻繁に北陸道に到着した渤海使を賓待する松原客館が存する越前国への移動が指示されているが、松原客館が所在する敦賀津は、そこから真っ直ぐ南下して、琵琶湖西岸經由で平安京に直結する位置にあった。²²『江家次第』卷四除目には「次文章生勞帳任之。三人（或二人希有例也。或任京官者、隨滅外国云々）。多任北陸道。若北陸道無闕者、任山陰道、或任西海道。故源相府被仰云、件三道、唐人并渤海等異国来着之方也。仍其国々置下習文法之輩上歟」とあり、そうした対応が施されており、今回もこの事態を受けてか、越前守には長徳二年（九九六）正月十八日に紫式部の父で学者として知られる藤原為時が任じられている。II-07によると、為時は朱仁聰IIの一行である羌（周）世昌という者と漢詩の交歓を行ったことがわかる。ただ、II-20には「詞甚雕刻、膚淺無所取」と評されており、中国側には芳しいものとは映じなかったようである。

ところで、九世紀後半に始まる唐商人の来航を含めて、唐・宋商人が北陸道に到着したのは今回が最初であり（表

表1 北陸道・山陰道に到着・滞在する宋人

年次	人名／到着・滞在地：出典／備考等
長徳1(995)	朱仁聰／若狭：『百鍊抄』9/6条など／越前国に移動、後に大宰府へ
康平3(1060)	林養・俊政／越前：『扶桑略記』7月条、『百鍊抄』8/7条／朱仁聰の例に倣い、廻却→安置へ ※林養は後に「但馬唐人」と称される（『参天台五臺山記』巻1延久4・3・22条）
承暦4(1080)	黄逢／越前：『帥記』『水左記』⑧/26条／孫吉（忠）の手下で、明州牒を携えて大宰府に到着するも、処置の報符を待たず出帆し、敦賀津に至る
永保2(1082)	楊宥（楊忠）／越前：『十三代要略』8/8条／『為房卿記』応徳2・7・4条に「伯耆唐人」と見ユ
応徳3(1086)	張仲カ／越前：『後二条師通記』11/1条到着／『百鍊抄』寛治2・10・17条で廻却→『後二条師通記』⑩/7条：幼主代初により安置へ
寛治3(1089)	?／若狭：『後二条師通記』10/18条／「若狭大宋国人被害事」と見ユ
寛治5(1091)	陳苜・堯忠／越前：『為房卿記』7/21、⑦/2条／敦賀津に到着
永長1(1096)	?／能登：『後二条師通記』12/27条／「唐人到来」を申上
康和2(1100)	黄昭／越前：『平安遺文』題跋編645号／敦賀津にて経論書写に雇用さる
嘉承1(1116)	?／越前：『中右記』8/28条／「越前国解唐人到着状」見ユ
天永1(1110)	楊誦／若狭：『永昌記』6/11条／越前国司の雑怠を注す
天永2(1111)	林俊／若狭：『中右記』11/19条到着
天永3(1112)	?／越前：『中右記』11/2条／「越前国司言上唐人到着事」と見ユ
元永2(1119)カ	?／越前：『平安遺文』4673・74号／「敦賀唐人」見ユ

1)、若狭国府の存する遠敷郡にも小浜のような良港があるが、朱仁聰はどのようにしてこうしたルートを知ったのであろうか。今、北陸道、また山陰道に宋人が来着・滞在した事例を整理すると、表1のようになり、朱仁聰以外はいずれも十一世紀後半以降の例で、朱仁聰はその先蹤ではあるが、飛び抜けて古い事例と言わねばならない。『永昌記』天永元年(一一一〇)六月十一日条には「若狭国唐人楊誦進_二解状_一」。其中多注_二越前国司雜怠_一。若無_二裁定_一者、近參_二王城_一為_二鴨河原狗_一、被_レ屠_二骸骨_一云々。異客之解、其詞可_レ恠。仍記耳」とあつて、若狭と越前が深い相関関係にあることが知られ、また平安京とも直結する位置にあつたことが認識されていた様子がわかる。『為房卿記』応徳二年(二〇八五)七月四日条「大宰府申解九通(宋人來著并被_二射損_一事、兼又伯著唐人揚(楊カ)忠之党六人自_二陸地_一來著事)」によると、宋人は大宰府方面へ出没する拠点として山陰道に居住することもあり、丹後目代宛と見られる『平安遺文』四六七三・七四某書状では若狭側の人物が「所_レ被_二尋仰遣_一之白臈、敦賀唐人許尋遣」と記すとともに、「於_レ国者、此一兩年唐人更不_二著岸仕_一□者也。是非_二他事_一、国司御昔法無_レ期由令_レ申者、不_二罷留候_一也」と述べているが、ともかくも丹後と敦賀津との連絡網も存在したようである。但し、この大宰府―山陰道―北陸道の関係は十一世紀後半以降に看取されるもので、十世紀末の朱仁聰Ⅱ来着時点はやはり平安京への近さが最も重要な要素であつたと考えられる。²³⁾とすると、Ⅱ―08に朱仁聰の敦賀津滞在を知つた源信が弟子寛印とともに朱仁聰を訪問していることが注目される。源信と朱仁聰Ⅰの出会いには西海道頭陀中というところで、大宰府において実現したが、源信は何度も西海道に赴くことはできず、源信との連絡という観点から、比叡山からも近い若狭・越前方面への来航が指示されていたのではあるまいか。Ⅱ―09・13によると、今回中国の天台宗側から「新書五部」、即ち経論が齎され、また經典書写・送付の依頼がなされていたことが知られる。宋側の「新書」はいずれも「其文膚淺」と評されたようであるが(『元亨釈書』卷四勤修・慶祚)、中国天台と日本天台の従来からの交流を維持する通交になつた。Ⅱ―13・14には大江匡衡作で天台座主覚慶の返牒が発

給されており、朱仁聰Ⅱはこうした天台教団の関係を仲介するものとして重要である。⁽²⁵⁾

そして、Ⅱ―20が朱仁聰Ⅱの帰国を示すので、それは寂照の入宋とも関連するものであったと思われる。寂照は俗名を大江定基といい、出家して寂心（慶滋保胤）に師事して修行、寂心没後は源信とつながりを有していた。寂照の入宋の一つには源信の台宗問目二十七条を以て宋の知礼の答釈を得る使命を帯びたものである（『善隣国宝記』長保二年（二〇〇〇）条、『元亨釈書』卷十六寂照・卷五安海など）。但し、『小記目録』第十六・異朝事の長保四年（二〇〇二）六月十八日条には「寂照為_レ入唐_一、首途事（不_レ被_レ許_二入唐_一事）」とあり、奄然の入宋を機に宋との公的通航が成立するのを危惧した朝廷は寂照の渡海を勅許しなかつたらしい。そこで、寂照のもう一つの使命である一切経論の入手・送付を依頼していた藤原道長の意思により、寂照の入宋が実現したと考えられる。⁽²⁶⁾

『扶桑略記』長保五年（二〇〇三）八月二十五日条には「寂照離_二本朝肥前国_一、渡_レ海入_レ唐、賜_二円通大師号_一」とあり、『宋史』日本国伝や『善隣国宝記』寛弘三年（二〇〇六）条所引揚文公談苑（『参記』卷五熙寧五年十二月二十九日条所引も参照）などによれば、寂照が宋に足跡を印したのは景德元年（一〇〇四＝寛弘元）と記されているので、前半・末頃の渡海ということになろう。とすると、当初は朱仁聰Ⅱの帰国への同行が予定されていたが、上述の渡海勅許をめぐる事態が起こり、長保五年に廻却の指示が出されている用鉢の帰国船などを利用して渡航した可能性が推定されてくる（『権記』長保五年七月二十日条⁽²⁷⁾）。ただ、朱仁聰Ⅱは日本天台宗との関係に加えて、藤原道長とのつながりも想定されることには留意したい。

朱仁聰Ⅱが関係する俗事としては、Ⅱ―05・06・11・12に記された仁聰の若狭守源兼澄に対する陵躒が挙げられるが、その経緯は不明であり（若狭国への来着時、あるいは越前国への移動に伴う紛擾か）、判決の行方もわからない。Ⅱ―16～19にはまた、朱仁聰が中宮（長保二年二月に皇后）定子に進上した雑物、実際には売買した唐物の代金受納をめ

ぐって係争を起こしていたことが知られ、こうした交易代金の回収完遂も宋商人が長期間滞在する一因であったと思われる。⁽²⁸⁾この段階では道長の女彰子は十二歳で立后したばかりであり、一条天皇の寵愛はなお定子にあったから、⁽²⁹⁾朱仁聰は最も枢要な部分との関係形成も企図したのであろう。また事情は不明ながら、II—15には石清水八幡宮への貢獻物が知られ、延暦寺だけでなく、有力な神社、特に大宰府下にも大きな勢威を有する宇佐八幡宮とも関連する石清水八幡宮とのつながりにも注目したい。⁽³⁰⁾

さて、朱仁聰はいつの時点かで越前国から本来の対外関係の窓口である大宰府に移動させられており、⁽³¹⁾中宮・皇后宮との代金受領問題は大宰府を介して進められたようである。II—19によると、中宮・皇后宮からの代金支払いは直接朱仁聰と対面するものではなく、大宰大式藤原有国（長徳元年十月十八日任）長保二年任終）を介しており、ここに齟齬の要因があった。当時大宰府では商客會令文への交易代金支払いをめぐる。金と米の換算レートに関する双方の意見調整も問題になっている。⁽³²⁾藤原有国は家司受領の代表的人物で、⁽³³⁾後述の藤原惟憲がついに非参議に終わったのに対して、参議として公卿の列に昇り、勘解由長官を兼帯するなど、地方行政・受領功過にも通曉する存在であった。有国が朱仁聰への代金引き渡しを遂行しなかったのは、會令文の問題に多忙であったという事由もあるが、II—19では「而大式制^三止使者之遇^二商客^一。只檢^二領料金^一渡行之間、商客致^二量欠^一」と指摘されているので、やはり意図的な搾取があったと見なされる。

但し、この件は顛末が不明であり、おそらくは道長の指示などにより支払いが行われたものと推定されるが、府官長と宋商人の関係や大宰府の交易実務に果す役割などを窺わせる具体例として注目される。そして、II—20によると、朱仁聰らの帰国には藤木吉なる日本人が随伴して渡海したことが知られる。藤木吉は俗人と目され、その具体的役割や派遣主体は不明であるが、大宰府による出入国管理の下では大宰府官長（長保四年時点では権帥平惟仲）とその背後にあ

る朝廷の実力者藤原道長の意思を忖度したものであることが推定されてくる。同様の事例は周文裔・周良史父子の往来にも存するので、渡海制の効力ともども、後述することにした。

なお、II—21によれば、朱仁聰は若狭国への到来、越前国への移動の段階では一旦は廻却を令されたが、後に安置に切り換えられた事例として先例になったことがわかる。II—20には「遭_レ風飄_二至_一日本_一」とあり、II—21の林養・俊政も『扶桑略記』康平三年七月条に「即有_二朝議_一、從_二廻却_一。而林表（養）等上奏曰、逆旅之間、日月多移、糧食將_レ竭、加_レ之天寒風烈、海路_レ多怖、委命_二聖朝_一而已者。所_レ奏不_レ能_二默止_一、賜_二宣旨_一令_二安置_一矣」と記されているので、漂着扱いであったようである。したがってII—12に「年紀不_二相違_一」とあるのは、朱仁聰IIは年紀制による規制の枠外であったことを示すものと解せられるという。³⁴この年紀制の適用方法如何も周文裔・周良史父子の来航形態とともに探究すべき課題としたいが、朱仁聰IIは年紀制による判断を免れる方途として若狭国への到来（漂着）という形をとったのかもしれない。

a 『権記』長保五年（一〇〇三）七月二十日条

参内。御読経結願、了後左大臣於_レ陣被_レ定_二申_一□□〔大宰カ〕府言上大宋福州商客上官用銛来朝事。定申云、同人有_二年紀_一。而前般商客曾令文未_二帰去_一之間、用銛去年同_二廻カ_一却之後、□□〔不_レ経カ〕_二幾程_一、重以参来。雖_レ陳_二帰化之由_一、於_二安置_一可_レ無_レ扱。任_二旧制府_一〔符カ〕之□□〔旨カ〕_一、可_レ廻却_二之由_一、可_レ給_二報符_一。諸卿同_レ之。

また朱仁聰IIに並行して上述の曾令文、用銛など複数の宋商人が来着し、それぞれに如何に対処するかも問題になっていたようである。aによると、いくつかの要素を考慮しながら、判断が下されたことが窺われる。こうした案件も朱仁聰来航の頃から散見するようになっており、年紀制による通交方策を検討する際に留意しておきたい。

二 周文裔・周良史父子の動向

次に道長執政後半期に活躍する宋商人として、周文裔・周良史父子の様態に考察を加える。周文裔Ⅰの来航は寂照の弟子念救の帰朝に随伴するものと目され、念救の再入宋時に帰国している。周文裔Ⅱは子息の周良史Ⅰを同伴し、周文裔Ⅲ・周良史Ⅱの帰国時には道長は死去していたが、道長宛寂照書状に対して頼通が返状を付託しているので（後掲史料iii—17）、在宋の寂照と道長の連絡を仲介することも用務の一端であったと思われる。まずは関係史料を整理する（朱仁聰の史料と区別するため、史料番号にはローマ数字の小文字を使用し、周文裔Ⅱ・周良史Ⅰはii、周文裔Ⅲ・周良史Ⅱはiiiで掲示する）。

i—01 『御堂関白記』長和元年（一〇一二）五月二十日条（参考）

参_二皇太后并太〔大〕内_一。御_二渡中宮御方_一。候大夫・殿〔上脱〕人等進_二水飯_一。日暮還御。奉_二大式_一覽_二唐物_一。是賜金物也。瑠璃燈爐被_レ奉_二中宮御方_一。以_二公信朝臣_一賜_二禄物_一。入夜罷出。

i—02 『御堂関白記』長和元年九月二日条

申時許、從_二皇太〔太〕后宮_一参_レ内。中宮大夫同車。候宿。從_二大式許_一有_二唐人文裔_一来着消息。参_二大内_一候宿、奏_二唐人来之由_一。

i—03 『御堂関白記』長和元年九月二十一日条

候_レ内間、理義朝臣大式消息持来、唐人来着解文、又送_二家書一封_一、披見、入唐寂照消息書、并所_レ送天竺_二観音一幅_一・大僚〔遼〕作文一卷也。以_二解文_一即返_二理義_一、送_二左大弁許_一。（中略）後以_二頭中將_一奏聞。即被_レ仰云、可_レ定_二申安置否由_一者。即仰_二大外記敦頼_一、催_二諸卿_一明日可_レ定。依_レ有_二方忌_一還参。女方同_レ之。

i-04 『御堂閔白記』 長和元年九月二十二日条

(上略) 晚景雨止、人々參入。着_レ左丈〔仗〕一、定_二申唐人安置否_一。申云、商客參入等事有_二年紀_一、而頻參來、雖_レ非_二穩便_一、須_レ被_二放却_一。而此度時代新遷、初以參着、被_二安置_一宜歟者。以_二此由_一奏聞、即仰云、唐人依_二定申_一可_二安置_一。可_レ遣_二唐物使_一歟、定_二申其由_一者。諸卿定申云、今年有_二旱損_一之内、宇佐使・祓使等数下向、為_二路次国_一有_二事愁_一歟。被_レ停_レ使、付_レ府被_レ召_二加可_レ然物_一宜歟。以_二此由_一奏聞。(下略)

i-05 『御堂閔白記』 長和二年(一〇一三)二月二日条

(上略) 從_二大式許_一唐人所_レ送和布〔市〕貨物等解文・色目等送。

i-06 『御堂閔白記』 長和二年二月三日条

從_二太内_一出、參_二中宮_一。左大弁進_レ官唐物并銀等解文持來。

i-07 『御堂閔白記』 長和二年二月四日条(『小右記』同日条も参照)

參_二皇太后宮_一、參_二大内_一。奏_二唐物解文_一。即召_二御前_一覽_レ之。皇太后宮・中宮・皇后宮・東宮等被_二少々事_一。又皇后宮宮々少々給_レ之。余給_二錦八疋・綾廿三疋・丁子百兩・麝香五斤〔臍〕・紺青百兩・甘松三斤許_一。皇太后宮・中宮・東宮御使各賜_レ祿。入夜退出、參_二中宮_一。

i-08 『小右記』 長和二年七月二十五日条

(上略) 大宰府使府生若倭部亮範申刻許隨_二身相撲人四人_一參來。召_レ前給_レ瓜。藏規朝臣付_二亮範_一進_二唐物_一(雄黃二分・二銖、甘松香十兩、荒鬱金香十兩、金青五兩、紫草三枚)。

i-09 『小右記』 長和二年七月二十六日条

時範朝臣付_二勝岡_一進_二唐物等_一(甘松香四兩、荒鬱金香三兩、金青三兩)。

i-10 『小右記』長和二年八月七日条

高田牧司宗形信遠進_二豹皮一枚・贄_一・八木等_一。

i-11 『御堂閔白記』長和二年九月十四日条

入唐寂昭〔照〕弟子念救入京後初来、志_二摺本文集并天台山図等_一。召_レ前問_二案内_一、有_二所_レ申事_一。又令_レ覽_下從_二天台_一送_二延曆寺_一物_上。天台大師形・存生時袈裟・如意、舍利壺等牒等。又獻_下寂昭・元澄書、又天台僧二人、在_二大宰_一唐人等書_上。

i-12 『小右記』長和二年九月十八日条

(上略) 亦御_二覽唐物_一。左府候也者。(下略)

i-13 『小右記』長和三年(一〇一四)六月二十五日条

入夜清賢師從_二鎮西_一来談_二雜事_一、持_下来治_二小兒病中生虫_一之藥_上。予乞_下遣来_レ自_二大宋国_一之医僧許_上(号_二惠清_一)。清賢師者為_二按察納言使_一、令_レ贖_二砂金十兩_一、遣_二彼医師所_一、令_レ交_二易治眼之藥_一、送_二二種_一者。件清大德仰_二高田牧司藏規朝臣_一、以_二隼船_一令_レ勞送_二也_一。又仰_二宗像大宮司妙忠_一、聊令_レ加_レ勞。

i-14 『日本紀略』長和四年(一〇一五)二月十二日条

今日、大宰大監藤原藏規進_二鷺_一二翼_一・孔雀一翼_一。

i-15 『日本紀略』長和四年閏六月二十五日条(『百鍊抄』・『扶桑略記』〔六月〕も参照)

大宋国商客周文徳(裔カ)所_レ献孔雀、天覽之後、於_二左大臣小南第_一作_二其巢_一養_レ之。去四月晦日以後、生_二卵十一丸_一。異域之鳥忽生_レ卵、時人奇_レ之。或人云、此鳥聞_二雷声_一孕。出_二因縁自然論_一云々。但経_二百余日_一未_レ化_レ雛。延喜之御時、如_レ此之事云々。

i-16 『日本紀略』長和四年七月二十一日条（『小右記』同日条も参照）（参考）

婦朝僧念救為_レ向_二大宋国_一、終以進筮云々。

i-17 『小右記』長和四年九月二十四日条

左衛門尉為親云、帥昨獻_二公家之物_一、例進率分絹七百余疋外、唐皮々籠一荷・蘓芳臺・同枋・螺鈿。件皮籠有_二懸子_一、其上居_二小皮籠八合_一、以_二唐錦_一推_二筥上_一。筥内納_二種々香_一、丁子百余両、麝香十臍、甘松、衣香、甲香、沈香、今_二種若麝金・薰陸香歟_一（為親云、不_レ覺者）。懸子下納_二種々唐錦・綾等_一。從_二左相府_一被_二伝獻_一。又奉_二左相府之物絹千疋_一、檳榔五裹・色皮十枚。中宮・帥宮・一品宮、又奉_二種々物_一者。

i-18 『御堂閔白記』長和五年（一〇一六）十一月九日条

（上略）帥所_レ送手筥為親持來。二雙、入_二香葉_一。

ii-01 『小記目錄』第十六・異朝事 寬仁四年（一〇二〇）条

同四年八月廿五日、唐人船二艘到着由、大宰府言上事。／同年九月七日、唐人來著解文事。

ii-02 『左經記』寬仁四年九月一日条

（上略）次參_二入道殿_一（御惱頗有_二減氣_一）。帥中納言被_二參入_一、被_レ申云、唐人來着之由有_二府解_一（有_二貢朝物解文_一）。先令_レ覽_二閔白殿_一之後、可_レ付_二大夫奉親朝臣_一也者。（下略）

ii-03 『小右記』寬仁四年九月十四日条

（上略・後一条天皇の御瘧病）左大臣參入、示_二彼是_一云、可_レ定_二申大宋国商客來着事_一者。諸卿云、御藥問如何、被_レ奏_二案内_一可_レ被_レ從_レ仰敷。仍復_レ陣被_レ奏_二事由_一云々。（中略）右大臣自_レ陣有_二消息_一、仍諸卿復_レ陣、定_二申大宰言上_一解文并大宋国商客解文等事（綱首文囊〔裔カ〕）、定申云、年紀不_レ幾參來、須_レ從_二廻却_一。而申_下感_二當今之德化_一參來

之由上、宜被安置也。件定依内々気色、皆所定申也。但公憑年々驗書、不進正文、進案文、府司之愚頑也。又商客解文初注大宋国、年号上注唐天禱〔禱カ〕四年、前後相違。又不圖進人形・衣〔装カ〕。件等事可被載符。只以定申詞付藏人左少弁章信被奏。不令書奏聞也。(下略)

ii-04 田中勘兵衛旧藏・中野重孝氏所藏の大手鑑(『後朱雀天皇日記』長元七年(一〇三四)正月十日条逸文)⁽³⁶⁾
〔東宮御手跡(長元七年正月十日)〕(異筆)

大宋国汝南商客良史、字憲清。平賓客、一見如旧識。良史體兒、頗似憲清。平賓客所稱。

ii-05 『小右記』治安三年(一〇二三)四月十日条

(上略)文〔又カ〕伝仰云、返金使事、見金千両、今其遣〔遣カ〕六百余両、下知管国可給其料之官符可給大宰府者。使小舎人姓名并六百余両数不慥、以弁令問、可載官符。(下略)

ii-06 『小右記』万寿三年(一〇二六)六月二十六日条

中将云、宋人良史欲及解纜、而献名籍于閔白(民部卿所伝献)、懇望榮爵。贖勞桑糸三百疋。若無朝納、婦本朝、戊辰年明後年婦參、可献錦綾・香藥等類。件良史母本朝人也。閔白返贖勞解文、給黄金三十両云々。彼門客云、德化覃異域、尤足感歎。愚所案者当朝国用位記深所耻也。何況異朝商客献芹乎。遙聞貪欲有計略歟、不謂德化、祇可取辱歟。

ii-07 『左経記』万寿三年七月十七日条

伝聞、近曾太宋国商客周良史奉名籍於閔白殿云々。仍權尚書藤原章信奉仰、書遣沙金廿両書、送良史許。其状大内記孝親作云々。世以難之、敢無所避云々。其状云、蒙閔白左丞相尊閣嚴旨云、商客周良史如上状(者脱カ)、文(父カ)是太宋人、母則当朝朝臣女也。或従父往復、雖似隨陽之鳥、或思母秘詣、可謂懷土之人。

今通_二其籍_一、知_二志之渺至_一。砂金卅兩附_二便信_一還。雖頤〔頗カ〕輕渺、古人弔_二駿骨_一之意也者。万寿四年 月 日 權左中弁。

※『宇槐記抄』仁平元年九月二十四日条は万寿三年六月付

ii-08 『統資治通鑑長編』天聖四年（一〇二六）十月庚辰（十八日）条

明州言、日本国太宰府遣_レ人來貢_二方物_一。而不_レ持_二本国表章_一。詔却_レ之。

ii-09 『宋会要輯稿』職官四十四市舶司

《天聖》四年十月、明州言、市舶司牒、日本国太宰府進奉使周良史狀、奉_二本府都督之命_一將_二土產物色_一進奉。本州看詳、即無_二本処章表_一、未_二敢發遣上京欲_レ令。明州只作_二本州意度_一論_二周良史_一、緣_レ無_二本国表章_一難_二以申_二奏朝廷_一、所_二進奉物色_一、如肯_二留下_一即約_二度價例_一廻答、如不_レ肯_二留下_一即却給付、曉示令_レ廻。

ii-10 勅封魏国夫人施氏節行碑（明・崇禎『寧海県志』卷十）

孺子施氏、四明人。故府君周公諱良史之妻、故宣德郎贈少師諱弁之母也。今、台之寧海県東四十里有_レ巖、介_二于数山之間_一、清溪周_二其前_一、大海環_二其外_一、水石參錯、桑麻翳鬱。其中多_二周氏居_一、蓋其故第也。施氏、于_二四明_一為_二望族_一、孺人有_二容色性行_一、其家慎_レ所_レ配。時府君雖_レ不_レ事_二官学_一、而以_二能文_一称、居_レ鄉慷慨、有_二器度_一、喜_二賙給_一。人頗推_二長老_一、故施氏以_レ婦_レ之。周之先、嘗_レ繪_二大舶_一、出_二海上_一。府君至孝、不_レ肯_レ離_二其家_一、納_二孺人_一之明年、侍_二其父_一適_二日本国_一。去三月而生_二少師_一。後七年而府君哀訃至、少師既不_レ及_レ見。（下略）

ii-11 『小右記』万寿四年（一〇二七）二月二十二日条（参考）

（上略）或云、遣_二大宰藏人所小舎（人脱カ）_一於_二播磨国_一為_二国人_一被_レ殺_二從類十余人_一、小舎人被_レ疵云々。非常事也。

ii-12 『小右記』万寿四年八月二十七日条

大外記頼隆云、去年慮外乘_二入唐船_一者(志賀社司云々)乘_二此度船_一歸去。希有事也。(下略)

iii-01 『小記目錄』第十六・異朝事 万寿五年(一〇二八)長元元)条(参考)

同五年五月二日、大宋国商客雜物、可_二大式檢知_一事。/同年六月十二日、大宋国文殊像、被_二安置_一置閑白家事。

iii-02 『小右記』長元元年(一〇二八)七月九日条(参考)

(上略)資高云、大宋国□□□□閑白被□□(奉カ)返於御□□□□拜今三箇□□□□可奉_レ安_二置給_一云々。

iii-03 『小右記』長元元年十月十日条

(上略)又云、大宋国商客初(初下脱アラン)商客為_二大式_一稱_二藏人_一□□被_レ召_二取隨身唐物等_一□□(愁カ)文、付_二唐物使小舍人_一進_レ之云々。頭中将談、或人云、□□(頭カ)中将云、令_レ見_二世間氣色_一、商客之愁無益歟者。盛竿闍梨持_二來初來宋人去_一(書カ)一。商客良史八月十五日來_二有_一(着カ)对馬嶋、次到_二着筑前怡土郡北埼_一。都督于_レ今不_レ申。

iii-04 『左経記』長元元年十月十三日条(参考)

(上略)及晩閑白・太閤於_二清涼殿東庇_一、召_二覽唐物等_一。可_レ被_レ返_二歟下物等_一之由被_レ奏云々。(下略)

iii-05 『小右記』長元元年十月二十三日条

(上略)大宰府言上大宋国人來着解文・故政職財物事法家(利政〔正カ〕・通〔道カ〕成等)勘文・国々申請事・東大寺大衆愁申別当律師觀真不治文二通并大威儀安斎已講上臈任僧申觀真無_二懈怠_一奏状等、隨_二上達部參人_一且令_レ見。大納言齊信、中納言道方・師房、參議経通・資平・定頼・朝任等定申、左大弁定頼書。夜臨_二深更_一不_二清書_一。(下略)

iii-06 『小右記』長元元年十一月二十九日条

(上略)左中弁伝_二下一夜定文_一、伝_レ仰云、大宋国商客文商(裔カ)等定_レ申可_二廻却_一之由_上。若可_レ返_二給貨物_一歟。延喜間・近代定雖_レ有_二廻却宮_一(定カ)一不_レ被_レ返_二貨物_一。此間可_二定申_一者。(中略)又〔文脱カ〕裔等廻却之事定申先了。

但返「給貨物」之事、々理可レ状（然カ）。唯上古・近代有「廻（却脱カ）」之定、猶不レ返「貨物」。假令雖「返給」却府禁來（事カ）不レ敷歟。即以「左中弁」令「奏、亦返」進定文。仰云、文裔等定聞食。（下略）

iii-07 『左經記』長元元年十一月二十九日条

（上略）令「余仰」右府云、台州商客文裔等、待「海安」可「返却」之由、上達部有「定申」。期「海安」之間暫可「經廻」。然者所「進貨物」等可「返給」歟如何。其旨重可「定申」者。（中略）右府以下重定申云、文裔等定「申可」返却「之由」、須「返」給貨物「也」。而然文裔等可（所カ）「進解文、感」聖化「頻參來之間已如」土民「者、頗可」有「哀憐」。就「中待」海安「之間暫可」經廻「云々。若被」返「貨物」定有「所思」。於「貨物」被「収、可」優「彼志」歟。（下略）

iii-08 『小右記』長元二年（一〇二九）三月二日条

（上略）薩摩守文任付「便脚」進「絹十疋・蕪等（芳カ）」十斤・花三帖・革十枚。又小女志「粉帟十帖・茶碗一面」。香椎宮司武進「紫金膏二兩・可梨勒三十果・檳榔子十五果」。高田牧司妙忠朝臣進「雜物」次、進「蕪芳十斤・雄黃二兩・紫金膏二兩・綠青大冊八兩・金漆升」。附「牧司妙忠使」、大宋国台州商客周文裔送「書函」、之上注云、進上右相大将（殿下）、宋人周文裔謹封。開「函見」之、有「二封」。一封書止注、進上太政官、大宋国商客周文裔表、謹封者、仍「不開見」。今「一封似」送「小臣」、仍開見、其書云、

《文裔書狀》大宋国台州商客周文裔誠惶誠恐頓首謹言。言上案内事。右、文裔以「去方寿三年七月」辭「聖朝」歸「本国」。復以「今秋九月」參來。是即仰「德化」之無「涯、冀」忠節之有「終也。抑從」弱冠「及」今衰邁、「伏聞」殿下德声政誉、「其來久矣。然而貴賤有」殊、「達」名無「路。雖」存「奉仕之願、未」顯「犬馬之數」。蓋恐「声威之貴、徒送」多廻之春秋「也。已往之咎追悔何益、但於」比（此カ）度「欲」遂「旧望」。仍特写「寸誠」恭聞「高聽」、伏乘（垂カ）「恩造（遇）」、「明」鑒遇來（愚裏カ）。以「所」進之表章、「乞」達「闕白相府」、次奏「天聽」。然後早申「下」勅使、「檢」領（納カ）貨物「。

是国家念_二久参之勤_一、異俗感化老来之幸也。不宣。文裔誠惶誠恐頓首謹言。万寿五年十二月十五日 商客文裔儔且。進上右相府殿下。

件書輿卷加解文。

《文裔進物目錄》進上。翠紋花錦壹疋、紋綠殊錦壹疋、大紋白綾參疋、麝香式臍、丁香伍拾兩、沈香伯兩、薰陸香式拾兩、可梨勒拾兩、石金青參拾兩、光明朱砂伍兩、色色錢紙式佰幅、糸鞋參疋。右、件土宜誠雖_二陋斟〔尠カ〕_一為_レ備_二縁礼_一所_二進上_一如_レ件。万寿五年十二月十五日 宋人周文裔儔且。進上右相府殿下。

iii-09 『小記目錄』第十六・異朝事 長元二年

長元二年三月二日、宋人周文裔送_二書狀_一事。／同四日、文裔表章事〔有_レ議〕。／同十一日、宋人文裔表事。／同年四月廿五日、陣定〔大宋国商客文裔申_二請勸賞_一事〕。／同年八月二日、返_二却宋人周文裔所_レ志物_一事。

iii-10 『小右記』長元二年七月十八日条

昨夕前大弍雅〔惟〕憲妻入京、即参内云々。惟憲明後日入洛。隨身珍宝不_レ知_二其数_一云々。九国_二鳥物掃_レ底奪取、唐物又同。已似_レ忘_レ耻。近代以_二富人_一為_二賢者_一。〔下略〕

iii-11 『小右記』長元二年八月二日条

〔上略〕宋人良史書狀送_二阿闍梨盛竿_一云、父船頭所_レ進_二右大殿_一雜物被_二返下_一者、早交〔受〕領了。雖_レ無_二本意_一、亦近代希有事也。不_二亦盛_一乎。所謂何代無_レ賢、其斯之矣。

iii-12 『小右記』長元四年（一〇三二）三月十日条

〔上略〕向_二栖霞寺_一拜_二文殊像_一。太宋商客良史附_二属故盛竿_一。中納言_・三位中將_・中納言息童等同車、少納言資高騎馬、少將経季騎馬來迎。帰路途中小雨。

iii—13 『左経記』長元四年五月十七日条

(上略)有_レ召參_二御前_一(新中納言、左宰相中将、左大弁、余同候也)。御_下覽唐人所_二進貢_一帳帷_上。頃之人々退出。宰相中将、余猶候、下給唐人貢物解文等開見、獻_二種々物_一。如_レ元卷結、置_二御前_一退出。(下略)

iii—14 『小右記』長元四年九月六日条

(上略)□□云、昨日令_レ奉_二唐物女院_一(使右中将□(良カ)頼)。今日可_レ遣_二所々_一。経季云、可_レ遣_二唐物閑白_一。

昨日被_レ定_二其使_一。(中略)又云、今□□□奉_二唐物処々_一。中宮使右少将定良、東宮使右中将良頼、□(亮)、閑白使左少将経季。

iii—15 『左経記』長元四年九月十八日条(参考)

早且詣_二栖霞寺_一、奉_レ拜_下自_レ唐所_レ送文殊并十六羅漢繪像、資無憂樹菩提樹葉并荼羅葉、南岳大師奉_レ見_二普賢_一之处五台山石等_上。次詣_二広隆寺_一。(脱カ)諸老聖。及_レ晚帰京之。

iii—16 『小記目録』第十六・異朝事 長元五年(一〇三二)条

同五年十月八日、宋人周文裔等申金少_レ教事。

iii—17 『日本紀略』長元五年十二月二十三日条(『百鍊抄』長元五年今年条も参照)

是日也、閑白左大臣送_二返状於入唐円通大師_一。相_二代所_レ奉_二先公入道禪下_一之事也。

周文裔が日本側の史料に登場するのは周文裔Ⅰの長和元年(一〇一二)が初見であるが、iii—08の藤原実資宛書状には「抑從_二弱冠_一及_二今衰邁_一、伏聞_二殿下德声政誉_一、其来久矣」と記されているので、二十歳の頃から日本に來航していたことが窺われる。ii—10は最近指摘された周良史に関する新史料で、それとともに、現物は未見ながら、周氏の族譜『重修塘周氏宗譜』には周文裔・周良史父子の名が掲載されており、周文裔は九六二年(宋・建隆三)応和(二)生ま

れで、同じ東密村の陳氏を娶ったが、後に日本女性と結婚して九八六年（宋・雍熙三〓寛和二）に周良史を儲けたことが記されているという情報が示されたのは有益である。³⁷⁾

唐・宋商人は一人で来日する訳ではなく、九世紀後半の事例では四十〜六十人前後で到来している。³⁸⁾ 十世紀以降は依拠すべき記載がなくなり、来日人数が判明する事例は少ないが、『本朝世紀』天慶八年（九四五）七月二十六日条の蔣袞は三千石の船一艘に百人で来航、「交名在別」とあり、『小右記』正暦元年（九九〇）七月二十日条の唐人（鄭仁徳・楊仁紹ら）の船一艘は千五百石と記され、『朝野群載』卷二十の長治二年（一一〇五）八月の李充は船一隻・七十三人での来着であった。その他、『小右記』万寿四年（一〇二七）八月三十日条には到来した陳文祐が公憑とともに「船内客徒夾名」、「新入宋人（人カ）六十四人形躰衣裳色絵図」を進上したと記されており、六十四人以上の集団であることが知られる。したがって宋商人は船一艘、³⁹⁾ 数十人〜百人の人数で来航するのであり、『朝野群載』卷二十所収の長治二年例に引載された宋の公憑には、⁴⁰⁾ 綱首・梢工・雑事・部領などの役職や水手に分化していたことが記されているので、周文裔も最初はその他大勢の人徒として来日し、後に綱首として一艘を引率するような存在になったのであろう。

ちなみに、ii-03には「不_レ図_二進人形・衣裳_一」という大宰府の不備が指摘されており、万寿四年例のように宋人の容貌や服装を彩色画で中央に提出することが求められたようである。これは公式令遠方殊俗条「凡遠方殊俗人來入朝者、所在官司各造_レ図、画_二其容狀・衣服_一、具序_二名号・処所并風俗_一、隨_レ訖奏聞」に依拠した措置で、唐・宋商人の来航を「朝貢」と位置づけ、律令の規定に基づく通交形態・論理を墨守しようとしたと考えられる。⁴¹⁾ 万寿四年例では「新入宋人」についてこうした報告が求められているのであり、あるいはこのような画像集の集積により、宋商人を末端人徒まで識別し、出入国管理に利用していたのかもしれない。

さて、周文裔が二十歳頃と言えば、最初の入宋僧裔然が渡海するのが永観元年（九八三）であり、『平安遺文』

四五六七号「奄然人瑞像五臟記」では「値_二台州之商旅泊_一帆檣於日東_一。因假_二便舟_一、入_二唐土_一」、「優填王所梅檀瑞像歴史」には「駕_二呉越商客陳仁爽・徐仁滿等歸船_一渡_レ海」と記されている。ii-10によると、周文裔・周良史の本貫は台州であり、周文裔は五代十国の呉越国と日本との通交以来の人脈の一員として、日宋通交最初期に宋商人としての経歴を積み重ね始めた訳である。上述のように、奄然は寛和二年（九八六）に鄭仁徳の船で帰朝しており、これは周良史の生年と合致するから、周文裔はこの時にも来日し、ii-06に明記されるような日本人妻との間に良史を儲けることができたと思われる。日本人妻との婚姻自体は最初の来航時であった可能性もあり、宋商人の人脈・拠点形成の一つに婚姻関係が有効であったことが知られる。これは周文裔だけの特例ではなく、『小右記』万寿四年（一一〇二七）八月三十日条には周文裔Ⅱの副であった章承輔の二男章仁昶の母も日本人であると記されている。⁴²

上述のように、周文裔Ⅰはi-11に登場する寂照の弟子念救の帰朝に随伴するもので、これは唐・宋商人に通底する一つの有力な来朝事由である。念救は一時故郷の土佐国に下向し（『御堂関白記』長和二年十月十六日条）、長和四年になつて再度入宋するための諸活動を展開する。即ち、まず在宋の寂照・元燈・念救・覚因・明達ら五人の度縁請印に与ることであり、これは「撰_二能書_一以_二白色紙_一書_レ之、以_二朱砂_一捺_レ印」というもので、寂照らの僧籍を保障する上で、宋では不可欠の文書であつて、日本にも宋と比肩する制度が存することを誇示する効果が期待された。念救はまた、「大宋国智識使」と称され（『小右記』長和四年六月十九日条）、藤原道長を始めとする貴族たちは宋・天台山大慈寺修造の料物を道長の下に集めて、念救の入宋に付託している（『平安遺文』補二六五号長和四年六月藤原道長書状、『御堂関白記』長和四年七月十五日条、『小右記』長和四年七月十六日条など）。その他、i-11に記されているように、日本の天台宗との連絡も重要な用務で、『小右記』長和四年七月二十一日条には、天台座主の死去・交替に伴つて宋からの送付品が所在不明になり、今回の念救の返書要求でその事情が明らかになつて、道長が延暦寺の関係者を叱責する場面もあつた

ことが知られる。そして、その道長は上述の一切経論の入手を希求しており、「又送_二寂昭〔照〕許金百兩_一」。是一切経論・諸宗章疏等可_二送求_二新也_一」と記している（『御堂閔白記』長和四年七月十五日条）。

周文裔Ⅰはこのような念救の帰朝・再入宋と連結するものであったが、i—04によると、「商客参入等事有_二年数_一。而類参来、雖_レ非_二穩便_一、須_レ被_二放却_一。而此度時代新遷、初以参着、被_二安置_二宜歟者_一」とあり、一旦は廻却とされたが、三条天皇即位後の初来、代始めの来航という理由で、安置供給が認められた。今回は旱損のため中央から唐物使を派遣するのは中止されたが、大宰府を通じて朝廷が必要とする交易品の先買が行われ、i—05—07には半年程後になって唐物が朝廷に献上、唐物御覧を経て、天皇周辺の人々に唐物の分与がなされている⁴⁴。この朝廷による先買の後、諸家にも交易が許可されたらしく、i—08—10—13によると、藤原実資は小野宮家の高田牧を管理する宗形信遠や府官かつ高田牧司も務める藤原藏規・藤原明範などからの唐物進上を得ることができた。

但し、i—07の道長への分与物と比べると、麝香の欠如など、質・量ともに劣るところが看取され、道長に対抗する意気込みの実資と雖も、その格差は大きかったと言わざるを得ない。また朱仁聰Ⅰでは羊の献上が行われていたが（i—02）、i—14—15によると、周文裔Ⅰは孔雀などを朝廷に献じており、これはその後道長に下賜され、孔雀産卵の由来や孵化のことが話題になっている（『御堂閔白記』長和四年四月十日・十二日、八月二十九日条、『小右記』同年四月十一日・十六日条）。こうした珍獣・異鳥の献上・入手も朝廷や権力中枢部の人物に限られるものであった⁴⁵。

以上の周文裔Ⅰは念救の再入宋とともに宋に帰国すると思われるが、次の周文裔Ⅱは周良史Ⅰを同伴している。日本人妻との間に生まれた周良史ほどの時点で宋に渡ったのであろうか。ii—10によると、周良史は宋でもそれなりの読書人としての教養を積んでいたと描かれており、周文裔Ⅰの帰国時には既に三十歳近くになっているので、これ以前に宋で生活していたものと推定される。とすると、誕生後間もなく周文裔とともに宋に渡ったのか、あるいは二十代前半で

あつた周文裔にはいくら周氏一族の手助けがあるとはいへ、幼児を育てる環境が整つておらず、しばらくは日本の母の下で生育され、ある時点で宋に渡されたと考えられてくる。後者の仮定では周文裔Ⅰ以前にも周文裔は他の綱首の下僚として何度か往来の機会があつたことが想定され、寛弘八年(一〇一一)七月十一日に六十九歳で死去した藤原有国の「仲秋釋奠賦『万国咸寧』」の詩文には、「近日大宋温州、洪州等人類以帰化、故有『此興』」との説明が付されているので、『本朝麗藻』卷下(帝徳部)、そうした可能性は充分に考慮されるべきものと思われる。上述の日本人妻との婚姻とともに、周文裔Ⅰに至る宋商人としての鍛錬のあり方として留意しておきたい。

ii—01によると、周文裔Ⅱは刀伊の入寇の翌年、寛仁四年(一一二〇)八月に船二艘で来着している。上述のように、子息周良史の他、副として章承輔、またその子章仁昶が随伴していたことが知られ、『小右記』万寿四年(一一二七)八月三十日条には「而父承輔老邁殊甚、起居不_レ合、無_二心帰_レ唐、去年所_二罷留_一也」とあり、章承輔は今回日本人妻の下に滞留することになる。周文裔も既に六十歳を越えており、同じく日本人妻を持った章承輔は周文裔と同年代と思われるので、相応の年齢になつていたのであろう。章仁昶は周文裔Ⅱの帰国後、翌年にあたる万寿四年に日本に居住する老父母を訪れるためと称してすぐに再来しており、その際に陳文祐という者の副綱として到来した。この陳文祐は福州商客であるが、「文祐誠雖_レ假_二名宋人_一、從_二幼少之時_一存_二売買之心_一、數度參来、經_二廻當朝_一、深蒙_二徳化_一。去年八月十三日離_二日本岸_一、解纜之後欲_二早入_レ唐之処、於_二途中_一遭_二逆風_一、數日漂流、同九月九日強罷_二着大宋国明州_一。其後無_二心経留_一、中心所_レ思只欲_二帰參_一之志也」と述べているので、周文裔Ⅱとともに来航していたことがわかり、周文裔Ⅱの二艘のうち、一艘は陳文祐が綱首であつたと推定され、今回の陳文祐Ⅰ・章仁昶Ⅰは帰国後すぐに陳文祐Ⅱ・章仁昶Ⅱとして参来を企図することになる。

管見の限りでは、周文裔Ⅱは長和五年(一一〇一六)二月後一条天皇即位後に来着した最初の宋商人である。ii—03に

は「年紀不_レ幾_レ參_レ來、須_レ從_三廻_二却_一」。而申_下感_三當_今之_二德化_一參_來之_二由_上、宜_レ被_二安置_一也」とあり、年紀制には齟齬しているが、やはり後一条天皇の代始め來航者ということで安置が認められている。ii—03にはまた、公憑の取り扱い、人形・衣装の凶進という手続きで大宰府に不備があったことが指摘されており、大宰府での入国審査のあり方を窺う材料として注目される。その後の周文裔IIの動向は不明であるが、ii—04によると、唐物使が派遣されて交易が行われたものと思われ、ii—05には代金支払いのために返金使が下向したことが記されている。『小右記』治安三年七月五日・閏九月十八日・十月二十一日、万寿二年二月十四日・八月七日・十月二十六日条には高田牧司や大宰権帥源経房（寛仁四年十一月二十九日任_レ治安三年十月十二日薨）、また大式藤原惟憲（治安三年十二月十五日任_レ長元元年）などから藤原実資に志送が行われたことが記されており、あるいは唐物の送付もあったものと推定される。

そして、ii—06・07によれば、周文裔と日本人妻との所生子周良史が閏白藤原頼通に名簿を捧呈し、五位叙爵を申請したことが知られる。名簿捧呈は君臣関係の設定、臣従の証しであり、⁴⁶上述のように、唐・宋商人の來航を「朝貢」と位置づけ、国家的使節に擬して大宰府鴻臚館などで安置供給する仮想的関係をより具体化するものと解される。ii—06には周良史が贖勞解文を呈し、桑糸三百疋の献上により国用位記を得ようとしたとあり、もし今回の希望がかなえられなければ、明後年に再来して、さらに錦・綾・香葉などを献上すると述べたと記されており、この宣言通りに周文裔III・周良史IIは長元元年（一〇二八）に來航することになる。頼通は贖勞解文は返却する一方で、砂金三十両を与え、大内記橋孝親作の書状を下付しており、ii—07では「世以難_レ之」と、非難の聲が上がったことが記されている。ii—06でも実資は「遙聞貪欲有_三計略_一歟、不_レ可_レ謂_二德化_一」と看破しており、周良史の行為が頻繁な彼我往来や権力中枢部の有力者とのつながりによる交易の便宜確保にあったことを感知していた。

この周良史の行為は先例になり、『字槐記抄』仁平元年（一一五一）九月二十四日条には「去年宋国商客劉文中〔冲〕

与「史書等」、副「名籍」という出来事が記されている。そこに先例として引用された『春記』万寿三年六月二十四日条によると、「件唐人献「名籍於相府」、申「請当朝之爵」。而被「納」彼籍、「不被」叙爵」とあり、頼通は名籍捧呈は受納してしまつたようである。ii-06・07はこの点を明記していないが、頼通が砂金と返書を与えたのはこの名籍受領と献上品の受納に対応するものと目され、実資や源経頼その他の人々に失策と指摘されるところになつたと考えられる。⁽⁴⁷⁾

b 『為房卿記』寛治五年（一〇九一）七月二十一日条

今日「休息敦賀官舎」。渡来宋人陳苛進「籍」、賜「資糧」。

c 『為房卿記』寛治五年閏七月二日条

去月廿五日、宋人堯忠来「著敦賀津」之由、今日聞「之」。附「国行」送「方物」。

雑令蕃使往還条には「凡蕃使往還、当「大路近側」、不「得」置「当方蕃人」、及畜「同色奴婢」上。亦「不」得「充伝馬子及援夫等」とあり、律令の原則としては外国使節と日本人の交流は禁止されていた（『延喜式』卷二十一玄蕃寮にも「其在路不「得」与「客交雜」、亦「不」得「令」客与「人言語」。所「経」国郡官人、若無「事」亦「不」須「与」客相見」。停宿之處、勿「聽」客浪出入」とある）。今回の名籍捧呈に関連しては、もう一例、史料bの事例が知られる。これは加賀守藤原為房が七月十九日に加賀から進発し、二十三日に入浴する途次の出来事で、敦賀津において為房に「進籍」を行う宋人がいたことが記されている。これを為房への行為ではなく、越前国司に対する「進籍」と越前国司による資糧賜与の儀を見たとする理解もあるが、⁽⁴⁸⁾ bの書きぶり、またcに看取される為房の宋人への関心や交流から考えて、やはり為房に関わる行事と位置づけたい。旅程中で資糧を賜与できる程の物実を具備していなくても、現物下賜とは限らず、切下文などで納所から後日物実を供給するという方法も想定できよう。『為房卿記』同年八月十七日条には「次参「内」、献「唐紙

等」とあり、これも敦賀津での宋人との交わりの際に入手したものであったと思われる。

来日唐・宋商人が日本朝廷の枢要者個人に献物を行うのは今回の周良史の行為が初例と目され、iii—08によると、周文裔Ⅲ・周良史Ⅱでは父親の周文裔が藤原実資に進物を行い、また関白藤原頼通への取り次ぎを依頼しており、iii—09によれば、周良史Ⅰと同様、「勸賞」を要請するものであったことがわかる。iii—09・11に記されているように、さすがに実資は志送物を返却しているが、こうした宋商人側からの接近が表出するのは周良史の名籍捧呈と藤原頼通の受納を嚆矢とするものと考えられる。なお、b・c以降、枢要者以外にも商客と交流する事例が散見しており、参考までに史料を掲げておくことにする。gの治部卿は源経信の二男基綱で、経信は永長二年（一〇九七）閏正月六日に権帥大納言として大宰府で死去しており、源俊頼の『散木奇歌集』には「はかたにはへりける唐人ともあまたもうてきてとふらひける」と記されているので、あるいは経信の下向（嘉保元年（一〇九四）六月十二日任、同二年七月下向）などを契機に商客との交流・漢詩の交歓があったのかもしれない。⁴⁹

d 東京大学図書館蔵『靈棋經』奥書⁵⁰

大宋国前代帝號唐李氏子孫李允、因^レ之日本国商賈時奉^レ民部大夫高誼、術藝秘密允不^レ揆^レ隱諱、恭奉^レ旨命^一特寫進上、時寛治五年（一〇九二）孟冬念五日允筆。（下略）

e 異訳心経・奥書⁵¹（参考）

此読音、寛治七年（一〇九三）〈癸酉〉四月之比、多峰妙楽寺住済嚴伝^レ受之^一。件人者大宋国福州商密〔客カ〕林通相会所^レ伝授^一也。

f 阿弥陀経通贊疏卷下・奥書（『平安遺文』題跋編六七五号）（参考）

件書、予以^レ嘉保二年（一〇九五）孟冬下旬^一、西府即会^レ宋人柳裕^一、伝^レ語高麗王子義天^一、誂^レ求極楽要書、彌陀行

願相応經典章疏等」。其後、柳裕守_レ約、以_二永長二年（一一〇九七）〈丁丑〉三月二十三日〈丁丑〉「送_下自_二義天_一」所_レ伝授_一彌陀極樂書等十三部二十卷上。（中略）康和四年（一一〇二）〈壬午〉四月二十三日未剋葉師寺西室大房書寫畢。

g 『朝野群載』卷二十・異国宋人書狀／副返事

宋朝李侁稽首再拜謹言。言上。右、先年宰府御館見參之日、進_二獻拙詩數首_一、一覽有_レ答有_レ和、以為_二面目_一、又為_二家宝_一。侁往歲遭_二於強盜_一、竟無_二裁報_一。申文一通、經_二大府_一被_二施行_一否。唐牌以_二簪子_一二損_一進上。幸恕_二率易_一。惶恐惶恐、先頓首再拜謹言。天仁三年（一一一〇）四月二十六日。宋朝李侁申文。進上治部卿殿下（政所）。

返報。盜賊之訴、若及_二僉議_一者可_レ加_二專_一詞_一之由、所_レ存思_一也者。奉_二礼部納言御教旨_一、偁、夏月書札、秋風到来、千里之蒙、一時擊_レ之。感欣々。抑先年辭_レ洛、累_レ日在_レ府。拾調之間、六義形言、以贈以答、如_レ昨如_レ今、不_レ忘_二彼露膽_一。今警_二風聞_一、芳_レ自_二蘭薰_一之氣、堅_二於膠漆_一之義。所_レ贈_二函狀_一二損_一、可_レ謂_二時之一物_一。朝見暮披、貴眼養_レ心。古賢之行、宜_二庶幾_一者也。珍重々々。予早列_二九卿_一、已登_二二品_一、都督之任、其運自然歟。本意不_レ渝、中心存_レ之。聊摘_二此草_一、報_二返簡_一者。嚴旨如_レ斯。宜_二以悉_レ之。以狀。閏七月 日令。

h 弘賛法華伝二冊・上卷奥書（参考）

弘賛法華伝者、宋人莊永・蘇景、依_二予之勸_一、且自_二高麗国_一所_レ奉_二渡聖教百余卷内也。依_二一本書_一為_レ恐_二散失_一、後源法師_一、先令_レ書_二写一本_一矣。就_二中蘇景等帰朝之間_一、於_二壹岐嶋_一、遇_二海賊等_一、或為_二宋人_一被_レ害、或及_レ嶋引被_二擄取_一、敢无_二散失物_一云々。宋人等云、偏依_二聖教之威力_一也云々。保安元年（一一二〇）七月五日於_二大宰府_一記_レ之。大法師覺樹。此書本奥有_二此日記_一。

以上が周文裔Ⅱ・周良史Ⅰの軌跡で、上掲の陳文祐Ⅱの來航を記した史料によると、彼らは万寿三年八月十三日に帰国の途に就いたことが知られる。ii—08・09によると、この帰国時にも注目すべき出来事があった。即ち、周良史は「日

本国太宰府進奉使」と称して明州を通じて宋皇帝に「奉_二本府都督之命_一、將_二土産物色_一進奉」することを企図しているのである。しかし、この計画は明州市舶司が「縁_レ無_二本国表章_一、難_レ以_二申_三奏朝廷_一」と判断し、宋朝廷もこの措置を是としたので、実現することはなかった。おそらくは日本からの進奉使を名乗ることで交易品に対する関税を免除されるという経済的利点とともに、宋側の返書を携えてすぐに日本に向かうという名分を得て、彼我往来の正当性を獲得することが狙いであったと推定される。今回は成功しなかったが、こうした宋側の公文書を携えた宋商人が到来する事例は、寂照の次の入宋僧成尋の渡海と弟子五人の先行帰国時に宋皇帝からの文書が付託されることで、それを機に來航した陳詠（悟本）と孫吉を嚆矢としており、十一世紀後半以降に明州牒などの到来とそれに対する対応が問題になった案件がいくつか存する。今回の周良史の行為はその先駆的企図として留意される。

周良史はまた、「本府都督之命」と称しており、ここには日本側の太宰府との連携が窺われることになる。周文裔Ⅱ・周良史Ⅰが来着した時の太宰府の責任者は権帥源経房で、刀伊の入寇時の権帥藤原隆家が寛仁三年十二月に辞任した後、中納言藤原行成が権帥に就任、翌四年十一月には辞任したのを継いだものであった。経房は醍醐源氏、高明の子、俊賢の弟で、時に五十二歳、権中納言であり、治安三年（一〇二三）十月十二日に在任のまま太宰府で死去した際には、筑前守平理義による納所検封、後家である経房室と源実基・定良ら経房の子息との遺財争いが起きたことが知られる（『小右記』同年十一月七日条）。そこで、十二月十五日に藤原惟憲が大宰大式に就任することになるから、周文裔Ⅱ・周良史Ⅰ帰国時の太宰府の責任者はこの惟憲に他ならなかった。惟憲はⅢ-10に「九国_二島物掃_レ底奪取_一、唐物又同」と非難されているが、『古今著聞集』巻三十八二「大江匡房道非道物を各一艘の船に積む事」に「太宰権帥になりて任におもむかれたりけるに、道理にてとりたる物をば、舟一艘につきみ、非道にてとりたる物をば、又一艘につきみてのほられけるに、道理の舟は入海してけり。非道の舟はたひらかにつきてければ」とあるように、太宰府官長には膨大な収益があつ

たようである（大江匡房の場合は非道の舟が軽く、道理の舟の方が重かったので入海したと解される）。

では、惟憲は個人的な利害のために周良史と結託したのであるうか。惟憲は道長・頼通に奉仕する家司受領であり、上述のように、周文裔Ⅲ・周良史Ⅱの滞在中には実資にも唐物を送付していた。またii-06によると、周良史の名籍捧呈を仲介したのは民部卿、即ち大宰権帥を務めた経房の兄源俊賢であった点にも注目したい。俊賢は『続本朝往生伝』一条天皇条に「九卿則右將軍実資、右金吾齊信、左金吾公任、源納言俊賢、拾遺納言行成、左大丞扶義、平納言惟仲」と記される名臣で（寛弘の四納言の一人）、寛仁二年末には権大納言の辞表を呈し、翌三年十月六十歳で致仕が認められているが（『公卿補任』）、その後も民部卿・大皇太后大夫を務め、万寿四年（一〇二七）六十八歳で死去するまで、なお様々な形で政治に関与を続ける。刀伊の入寇後に日本人被虜者を返還する高麗使が来日した際には、既に辞表受理待機中であつたために、俊賢は陣定に参加していなかったが、諸情報を勘案して的確な外交判断を実資に示した（『小右記』寛仁三年九月二十四日条）。また頼通らがそれとは異なる判断を行ったため、対馬から大宰府に赴いた高麗使が途中で漂没すると、大宰府からの情報を逸早くに得て、「戍剋許冒^レ雨前大納言俊賢送^二書状^一云」と、実資に自らの判断と予見の正しさを誇示している（十二月三十日条⁵³）。俊賢はまた、道長のもう一人の妻明子の兄弟として、道長とも親しく、彰子の宮司を務め、周良史の名籍を頼通に仲介した次第である。

このように見えてくると、周良史は道長に辿り着く人脈に圍繞されており、今回の進奉使所稱の件も道長の意向をふまえたものではないかと憶測される。道長の対外政策については章を改めて検討したいが、上述の寂照入宋の経緯や弟子念救の彼我往来への支援、また朱仁聰Ⅱ帰国時の日本人の渡海などを参照すると、ある程度積極的な外交を企図していたことが看取されるところである。ii-06で周良史が「若無^二朝納^一、歸^二本朝^一、戊辰年明後年歸參、可^レ獻^二錦・綾・香藥等類^一」と、近々の来航を宣言し得たのも、この進奉使としての帰国、宋側の答礼使としての来日を計画していた

ためであり、最高権力者である道長の支持を得ているという裏付け・自信の程を窺わせる。

なお、ii—12は陳文祐II・章仁昶IIの来航に随伴して帰朝したものと生まれ、この「慮外乗^二入唐船^一者」こそが今回の「進奉使」として渡海した者と推定されよう。志賀社は筑前国糟屋郡に所在する延喜式内社志加海神社で、『書記』神功撰政前紀の磯鹿海人や『万葉集』巻十六—三八六〇—六九の志賀白水郎など海部の一大拠点であり、古くから海上交通・交易に従事する人々の信仰を集めていたと考えられる（『万葉集』巻七—一二三〇など）。志賀社司が海外交易に携わっていた可能性も指摘されているが、ここではさらに志賀社司が「進奉使」に仕立てられた理由として、周文裔や章承輔の日本人妻、即ち周良史や章仁昶の母方の一族であった蓋然性を憶説として呈示してみたい。周文裔・周良史父子はこうした北部九州の在地勢力と宋商人との密接なつながりを知ることができると先駆的事例として注目すべき存在と位置づけねばならない。

最後に周文裔III・周良史IIに検討を加える。これは元来は日本から進奉使として宋に戻った後、今度は宋から答礼使として来日を果す計画であったと思われるが、齟齬が生じたためか、周文裔II・周良史Iと一緒に来航・帰国した陳文祐らが既に志賀社司の日本への帰朝を送って連年の到来を行っている（ii—12、『小右記』万寿四年八月三十日条）。ii—06で周良史は「戊辰年明後年」の来着を予告しているから、周父子の計画は進奉使↓答礼使として来日する場合でも、一年の間隔は空けて、十分な準備をしてから来航するというものであったのかもしれない（あるいは京上・皇帝との面見などの時間も計算していたか）。また本章冒頭で触れたように、今回の来航では在宋中の寂照から藤原道長に宛てた書状を届けているので（iii—17）、この彼我連絡の役割も来日事由を補強するものとして重要であったと考えられる。

まず周文裔III・周良史IIの来着日時である。iii—03・08によると、長元元年（一〇二八）八月十五日に對馬に來着、九月には大宰府に到來していたことが知られ、特に問題ないように思われる。但し、参考として掲げたiii—01には「商

客雑物、可_三大式檢知「事」、また03には大宰大式藤原惟憲（万寿元年〜長元二年任）の大宋商客の隨身唐物召取に對する愁文、04では朝廷での唐物召覽のことが見えており、これらは上述の陳文祐Ⅱ・章仁昶Ⅱが『小右記』万寿四年九月十四日条（後掲史料J）で暫時滞在が認められたことに關わるものと解すべきなのであるうか。確かに今回の周文裔らの安置可否が議論されるのは07・08においてであり、それ以前に文裔らの將來した唐物進上や御覽が行われることはなかつたと考えられる。とすると、今回の來着時には前回ともに來航した陳文祐らが_レ大宰大式と紛擾を展開する真つ只中であり、それ故に03で「都督于_レ今不_レ申」という状況に置かれてしまうという仕儀になつたのであろう。

次にやはり01に記された文殊像の到來時期である。02には欠損部分があり、正確な内容理解は難しいが、01と合せて、この文殊像は関白藤原頼通の邸宅に安置されたものと見られる。一方、12によると、周良史が栖霞寺の盛算に附属した文殊像があつたようであり、これらの文殊像の關係、到來事由を檢討しておく必要がある。頼通家の文殊像が栖霞寺に移された徴証はないので、両者は別物と目されるが、01・02は今回の周文裔・周良史らの到着以前の出來事であるから、12と同様、周良史の関与があつたとすると、ii—06・07の前回來日時における頼通への接近の際に捧呈されたものか、あるいは陳文祐Ⅱ・章仁昶Ⅱの献上品かということになる。文殊像は五臺山信仰に關連するものであり、iii—15には栖霞寺に五臺山の石があつたことが知られる。03によると、盛算は周文裔・周良史父子と何らかのつながりがあつたことが窺われ、栖霞寺の文殊像は今回、または前回の周良史來航時に附属されたものと見るべきであろう。

ところで、盛算は奄然の入宋に同行した経歴を有している（『平安遺文』題跋編一四七号大仏頂陀羅尼一卷）。長和五年（一〇一六）三月十六日に奄然が示寂した後、弟子盛算は栖霞寺の釈迦堂を清涼寺と号し、奄然が宋から將來した釈迦像（清涼寺式釈迦像）をここに安置したといい、これが清涼寺の始まりである（『清涼寺縁起』〔『続群書類従』二十七下〕）。奄然はまた宋版大藏經（摺本一切經）を將來していたが、当時はまだ若年であつた道長は奄然と結縁す

ることができず、⁸⁶上述のように、寂照を渡宋させ、一切経入手に努めていたが、周文裔Ⅰとともに帰来した寂照の弟子念救は一切経を齋すことができておらず、道長の企図は実現が難しそうであった。そこで、『御堂関白記』寛仁二年（二〇一八）正月十五日条「西〔栖〕霞寺一切経奉_レ渡。是故法橋_レ奄然_レ從_レ唐持_レ渡_レ経也。而遺弟_レ猷也。安_三置_二条西廊_一とあり、おそらくは盛算が中心になって道長に献上されたものと目され、最終的には法成寺に納められることになる（『日本紀略』・『左経記』治安元年八月一日条、『参記』卷七熙寧六年三月二十三日条）。ちなみに、盛算は寛仁三年三月十五日に清涼寺阿闍梨に任じられており（『伝法灌頂雜要鈔』三・裏書〔『大日本史料』第二編之十四—一七〇—一七一頁〕）、奄然以来の懸案であった宋・五臺山に做った清涼寺の整備には時の権力者の助力が不可欠であったと考えられる。

この盛算と周良史の関係が窺われるのは今回のみであるが（03・11・12）、上述のように、良史の父文裔は奄然の帰船に同乗していた可能性があり、とすると、その際に盛算とも知己になっていたのかもしれない。周文裔Ⅰは寂照の弟子念救を介して、周文裔Ⅱ・周良史Ⅰは大宰大貳藤原惟憲などを通じて、道長・頼通に接近しており、今回も盛算という人脈を駆使していることがわかり、多様な人間関係を構築していた点に注目したい。このように知己の僧侶を仲介役に期して、朝廷に何らかの要望を伝達してもらうことは、前章で触れた『往生要集』下巻末尾付載の周文徳書状にも窺われ、その頃から顕現する事象である。盛算は11の後、『小右記』長元二年九月二十七日条に賀茂大明神のための仁王講で講師の一人として見えるのが最後で、その後12までの間に死去しているから、彼の最晩年の活動となるものであった。五臺山信仰に関わる文殊像附属を得て、清涼寺の整備・確立に努める中で、周良史からの唐物獲得などを期待しての行動であったと思われる。

さて、今回の周文裔Ⅲ・周良史Ⅱに対する安置の可否は、05・07の十一月になって漸く討議された。
ii—06の周良史の予告にもかかわらず、やはりこのような短い間隔は問題であり、廻却と定められてい

る。しかし、06には廻却時の貨物に関する後一条天皇の下問に対して、「延喜間・近代定雖有_レ廻却宮〔定カ〕不_レ被_レ返_二貨物_一」という状況が説明され、「返_二給貨物_一之事、々理可_レ状〔然カ〕。唯上古・近代雖有_二廻〔却脱カ〕之定_一、猶不_レ返_二貨物_一。假令雖返_二給_一却府禁来〔事カ〕不_レ嚴_二歟_一とあり、実際には大宰府において交易が実施されることが容認されていた。07にも「文裔等可〔所カ〕進_二解文_一、感_二聖化_一類_二参来_一之間已如_二土民_一者、頗可_レ有_二哀憐_一。就_レ中待_二海安_一之間暫可_二經廻_一云々。若被_レ返_二貨物_一定有_レ所思。於_二貨物_一被_レ収、可_レ優_二彼志_一歟」という意見が示されている。

i 『小右記』寛弘二年（一〇〇五）八月二十一日条 ↓八月二十四日条で安置が決定

〔上略〕左大臣・右大臣・左兵衛督申云、宋人定_二年紀_一可_レ来由給_二官符_一了。而不_レ待_二彼期_一早来、若可_レ被_二追却_一者、早任_二彼官符_一可_レ被_二追却_一歟。宋人若有_レ申_下彼〔待カ〕_上便風_一可_二罷帰_一之由上、隨又可_レ有_二載〔裁カ〕許_一者、有_二追却名_一、自廻_二一兩季_一、不_レ異_二安置_一。若然者偏可_レ被_二安置_一歟。件事左府〔府〕定_二申旨也。〔中略〕下官以下只季紀被_レ定了、而隔_二一季_一帰朝、不_レ可_レ然、早可_二追却_一由定申了〔左衛門督依_二宮仁王会事_一退出、不_レ預_二此定_一〕。令_レ見_二左符〔府〕気色_一、似_レ可_レ被_二安置_一。諸卿只申_二道理_一。唐物焼亡間悉以失了、殊撰_二可_レ然_一之物被_二交易_一有_二何事_一乎。右大臣以下兩三卿相密語也。戊終諸卿退出。

j 『小右記』万寿四年（一〇二七）九月十四日条

〔上略〕大宰府言〔上脱カ〕大宋国福州商陳文祐来朝事、大臣・大中納言・参議等定_二申云_一、商客来朝憲法立_レ限。而文祐等去秋帰去、今年秋重来。然則於_二安置_一雖_二年紀未_レ至_一、存問詞中或感_二仁化_一、或訪_二父母_一者、暫被_二優許_一令_レ遂_二孝誠_一、明春〔待脱カ〕_二巡風_一可_レ隨_二廻却_一歟。〔下略〕

k 『帥記』治暦四年（一〇六八）十月二十三日条

(上略) 次被_レ示云、先可_レ定_二申唐人之事_一者。僕端笏申云、件商客参来者、延喜之比被_レ定_二年記_一之後、或守_二彼年記_一被_レ從_二廻却_一、或優_二其参来_一被_レ聽_二安置_一。抑件孫吉年記相違、類企_二参来_一、被_レ放却_一者。但如_二陳申_一者、依_レ為_二先求案_一、又慕_二王化_一、重企_二参来_一者。所_レ陳有_レ謂。加_レ之嚴寒之比風波難_レ陵歟。然則暫被_レ安置_一、相_二待海安_一、慥可_レ被_レ廻却_一歟。凡安置・廻却之間、府司習_レ常不_レ可_レ懈緩_一之由、可_レ被_レ安置_一歟。(下略)

1 『朝野群載』卷五応徳二年(一〇八五)十月二十九日陣定定文

太宰府言上、大宋国商客王端・柳念_一・丁載等参来事。春宮大夫藤原朝臣・民部卿源朝臣・左衛門督源朝臣・左京大夫藤原朝臣・右兵衛督源朝臣・通俊朝臣等定申云、異客来朝、本定_二年紀_一之後、雖_レ不_レ依_二其年限_一、或被_二安置_一、或被_二放婦_一。而近代府司、乍_レ瞻_二廻却官符_一、殊優_二異客_一、任_レ情量_二其意趣_一。似_レ令出_レ不_レ被_レ行者歟。如_二風聞_一者、如_レ此商客、上古待_二二八月之順風_一、所_二往返_一也。至_二于近代_一、不_レ拘_二時節_一、往返不_レ利。且喻_二此旨_一、早可_レ被_レ追却_一歟。但此事修補順風之間、随_二其狀_一□可_レ令_二量行_一歟。自_レ今以後、被_レ告_下為_レ他聽_二稽留_一之由_上者、可_レ□炯誠之状、可_レ被_二下知_一歟。不_レ然者、又為_レ彼若無_二事煩_一者、暫被_レ許_二安置_一、何難之有哉。但可_レ經_二勅定_一。抑近代異客来_二著諸国_一、交関成_レ市、填_レ城塗_レ廊云々。雖_レ無_二指疑_一、猶乖_二旧典_一者歟。

このように安置と廻却という一見相反する措置が実際にはあまり変わらないという状況は、iの曾令文の二度目の来航の際にも指摘されていた。但し、その段階では内裏焼亡による唐物入手の必要性などを理由に、左大臣藤原道長の強い希望を考慮して、廻却を安置に改めるという手段がとられている。今回のように、廻却決定でも実際には一定期間の滞在が許可されるというのは、jの陳文祐・章仁昶に先例があり、日本の徳化を慕う云々の言も加味されたものであった。今回の議論ではまた、こうした場合に既に唐物が先買されている時には唐物を返却することはしないという通則が示されており、朝廷が唐物を手入することも可能であったことが知られる。k・lによると、こうした廻却の際の措置

は以後通例として定着していくようであり、大宰府下での交易活動もさかに行われていくことになる。

今回もこの陣定の決定後に大宰府では唐物の交易が解禁され、08の翌年三月の時点において、西海道国司や小野宮家の高田牧から藤原実資の下に唐物が齎されたことが知られる。10には道長・頼通の家司受領として著名な大宰大貳藤原惟憲の行為が非難されているが、周文裔^一のところでも述べたように、摂関家にはより多くの唐物が貢納されていたと思われる。そして、13・14によると、周文裔・周良史はさらに滞在を続け、朝廷への唐物進上を行っており、女院・関白に唐物が分配されている。16には周文裔が代金の砂金の額について交渉している様子が看取され、結局のところ17で藤原頼通の寂照宛書状を付託される長元五年末まで滞留し、大宰府での活動が続けられたのである。

08の藤原実資への書状・進物捧呈と太政官宛書状の取り次ぎ依頼については既に触れたところであるが、これは前回の滞在中の治安元年（一〇二一）に実資が右大臣に昇任したのを知っていたこととともに、道長の晩年・死去の中で、関白頼通の信頼が厚い実資に接近を企図したもので、広く要枢者との関係を形成し、さらなる通交・交易の保障を得よとする行為であろう。08にはまた、「乞達^二関白相府^一、次奏^三天聰^一。然後早申^二下^一 勅使^一、檢^二領^一〔納カ〕貨物^一」とあるので、周文裔らは廻却↓安置を求めたのかもしれない。09・11によると、実資は自分宛の志物は返却しているが、09には朝廷で周文裔の書状が検討されたことが記されている。史料欠如により、その詳細は不明とせねばならないが、あるいは07の風待ちの間のみではなく、安置が認められたため、その後も長く滞留することが可能になったのかもしれない。とすると、朝廷要枢者とのつながりは大きな効果が期待できるものであり、宋商人の活動の重要な要素であったと位置づけねばならない。

周文裔・周良史父子は長期に亘る交易活動への従事、自らの船としては三度の来航を果し、摂関家を頂点とする朝廷諸方面や有力寺社との関係を構築して、さらに世代を越えて交易を展開する基盤を整備しつつあった。彼らのその後

については、この後に日記史料が欠如することもあり、不詳とせねばならない。ii-10には周良史と妻施氏の所生子周弁が治安元年（一〇二一）に誕生してから、「後七年而府君哀訃至」とあり、長元元年（一〇二八）に周良史の訃報が届いたとある。しかしながら、日本側の史料によると、この年は周良史Ⅱの来航があり、彼は日本で活動していた。この点に関しては、妻施氏の周弁懐妊後、周良史Ⅰの日本来航があり、周良史Ⅰの帰国時には上述のような中国官憲とのやりとりもあつて、周良史は周弁と対面することなく、周良史Ⅱとして日本に渡海、おそらくはこの帰路に漂没して死去したことを示しているものと解せられる。したがって周文裔・周良史は折角築いた人脈をさらに活用することなく、生涯を終えてしまうのであるが、これも彼我往来に付随する不可避の一齣であり、宋商人の様態を構成する重要な要素として考慮しておくべきであろう。

三年紀制・渡海制と対外政策

前二章では朱仁聰、周文裔・周良史父子など、ちょうど藤原道長執政期に活躍する宋商人の来航の様態を見た。当該期にはまた、日本側では最初の入宋僧奝然が彼我往来を遂げたところであり、中国側からも宋商人の到来が本格化する画期であつた。では、こうした彼我往来の増大に対して、日本はどのような方策・対外姿勢で臨んだのであろうか。「はじめに」でも触れたように、十世紀以降の対外関係において、日本側では年紀制に基づき宋商人来航に対する安置・廻却の判断を行い、渡海制によって日本人の海外渡航を統制していたと考えられている。朱仁聰などの事例にもこうした方策をかいまみることができる。

そこで、この藤原道長執政期が日宋通交本格化の最初期にあたることに鑑みて、改めて年紀制、渡海制の成立過程や

その運用実態などを整理してみたい。また当該期は公家社会の故実が確立する端緒になるので、対外政策に關しても後代につながる要素が散見している。既にいくつか触れた事柄もあるが、平安中・後期の対外關係のあり方全体をふまえて、道長執政期の対外政策が担った歴史的位置づけにも留意して考察を試みたいと思う。

m 『小右記』寛仁三年（一〇一九）八月三日条所引同年七月十三日大宰府解

太宰府解 申請々々。言上対馬島判官代長岑諸近越_二渡高麗国_一隨_下身為_二刀伊賊徒_一被_レ虜女捨人_上婦參状。（中略）件諸近以_二去六月十五日_一晦_レ跡逃亡。仍其由言上先了。而以_二今月七日_一諸近到来、申云、（中略）不_レ如_下相尋老母_一委_中命於刀伊之地_上。欲_レ申_二事由於島司_一、渡海制重。仍竊取_二小船_一罷_二向高麗国_一、將_レ近_二刀伊境_一、欲_レ問_二□□_一（老母カ）存亡_一。爰彼国通事仁礼罷会。（中略）即申云、（中略）欲_レ罷_二還本土_一之_一□□（処、本朝向_二異国之制_一）已重。無_レ故罷還_一□□（者定可_レ当_二公譴_一。縱雖_レ得_二書契_一無_二指_一）證_一、更不_レ可_レ被_二信用_一。（中略・諸近の帰国↓対馬島司の判断）投_二若異国_一、朝制已重。何況近日其制弥重。仍召_二諸近身_一、

□□（相_二副件女三人_一差_二島使前掾御室為親_一進上□□（如カ）_レ件者。謹檢_二案内_一、（中略）抑諸近所為先後□□（不当）也。越_二渡異域_一、禁制素重。況乎賊徒来侵之後、誠□□（云）、以_二先行者_一為_二与_レ異国_一者_上。而始破_二制法_一而渡_レ海、無_レ書牒_一而還。召_レ（若カ）以_レ將_レ来虜者_一優而無_レ坐_二其罪_一、恐_レ不_レ後憲、愚民偏思_二法緩_一輒渡_レ海。為_レ懲_二榜輩_一禁_二候其身_一、須_レ待_二高麗国使_一申_中上案内_上。□□（然而来不_レ）難_レ知、旬日欲_レ移。下民之言誠雖_レ難_レ信、境外云□□（為_レ非）_レ可_レ默_二小_一。仍注_二在状_一言上如_レ件。謹解。

n-1 『百鍊抄』寛徳二年（一〇四五）八月二十九日条

諸卿定_二申法家勘申筑前国住人清原守武入唐事_一。

n-2 『百鍊抄』永承二年（一〇四七）十二月二十四日

渡唐者清原守武配^二佐渡国^一。同類五人可^レ浴^二徒年^一之由被^二宣下^一。件守武、大宰府召^二進之^一、於^二貨物^一者納^二官厨家^一。〇—1 『中右記』寛治六年（一〇九二）九月十三日条

檢非違使等於^二左衛府^一勘^二問商人僧明範^一。件明範越^二立趣契丹国^一、經^二数月^一帰朝、所^二隨身^一之宝貨多云々。仍日者為^レ勘^二問事^一、元雖^レ（召脱カ）^二使序^一、例幣先後之齋問、引及^二今日^一也。契丹是（者カ）本是胡国也。有^二武勇聞^一、僧明範多以^二兵具^一売却、（脱アラン）金銀条、已乖^二此令^一歟。

〇—2 『中右記』嘉保元年（一〇九四）五月二十五日条

大雨終日下。（中略）次前帥權中納言伊房卿、已依^二契丹国事^一、減^二一階^一（正二位）被^レ止^二中納言職^一。又依^二同事^一、前対馬守敦輔（元從五位下）追^二位記^一云々。（下略）

〇—3 『中右記』嘉保元年五月二十八日条

（上略）後聞、今朝有^レ政。是伊房卿并藤原敦輔（罪過之殘贖銅各十斤云々）贖銅官符請印等事者。（下略）

まず渡海制をめぐる問題から検討を始めた。この語が見えるのはmが初例であり、mは刀伊の入寇の際に刀伊に虜掠された家族を搜索するために、対馬の判官代長岑諸近が高麗に渡海するという内容で、「渡海制重」ことを認識しながら、敢えて渡海した事例として注目される。長岑姓者は元來河内国を本拠とする渡來系氏族であったが、対馬島の擬通事長岑望通という者が知られ（『扶桑略記』延長七年（九二九）五月十七日条）、国衙機構を支える在地有力者として定着していったものと推定できよう。『小右記』寛仁三年六月二十四日条に記された刀伊の入寇の被害は甚大で、対馬では銀穴が焼損、住宅四十五宇焼亡、切り喰われた牛馬九十九疋頭、そして計二百三十人が刀伊に拉致されており、長岑諸近は老母・妻・子の消息を求めて渡海した次第である。

ここに登場する「渡海制」はかつては遣唐使事業終了に伴う消極的な外交姿勢への転換を裏付けるものと解され、十

世紀初の延喜頃に新たに制定されたのではないかと考えられていた。⁵⁹⁾しかし、延喜年間にこのような規定が定められた徴証はなく、「渡海制」はむしろ律令の規定に淵源する觀念であり、国境を有する主権国家として当初から存したのであって、十世紀初を対外政策の画期と見なす必要がないことが指摘されている。⁶⁰⁾私もこの見解を支持したいと思うが、その依拠条文をめぐることは、唐・衛禁律越度縁辺関塞条に相当する日本律の存在を想定し、それによると見るか、あるいは名例律八唐条の謀叛罪の一つである「謀_レ背_レ罔從_レ偽」によるものを考えるかで意見の対立が残る。⁶¹⁾

n については経緯や量刑根拠が不明で、措くことにしたいが、o に関しては商人僧明範を渡海させた首謀者である藤原伊房に対する量刑根拠は名例律八唐条で説明し得るといふ。⁶²⁾即ち、伊房は三位以上なので、名例律議条の「流罪以下減_二一等_一」という議貴、名例律官当条の「一品以下、三位以上、以_二一官_一当_二徒三年_一」の官当、そして贖銅十斤の科刑を考慮すると、徒四年の刑、つまり名例律官当条の「以_二三官_一当_二流_一、三流同比徒四年」による流刑に処せられたと理解することができる(敦輔は五位なので、議請による一等減、官当は徒二年、そして贖銅分に相当する徒半年を考慮すると、徒三年であったと目される)。o—1によると、兵具の交易も行われているが、禁兵器ではなかったと考えられるので、唐律の禁兵器が絞刑であることを参考にすると、禁兵器以外の兵器の交易はその一等下の流刑と推定できるのに符合しており、おそらくは養老関市令弓箭条前半部に対応する処罰規定が日本律にも存在し、それは雑律に収載されていたのではないかという点も指摘されるところである。

ここでは「渡海制」が律令条文の規定に依拠した觀念であり、律令体制成立以来の外交法規・方針であったことを確認できればよい。「渡海制」は国家的通交以外の外交を禁止するもので、九世紀中葉以降に新羅下代の混乱の中で、張宝高や後百済の甄萱が通交を求めて来た際にも、「為_二人臣_一無_二境外之交_一」の原則を示すことで拒否し得た次第である(『続後紀』承和九年正月乙巳条、『扶桑略記』延長七年五月十五日条など)。したがって日本人が外国に行くには、

外交の窓口である太政官や最前線の大宰府などの許可が不可欠であり、承和度遣唐使に随行した円仁は措くとして、九世紀の入唐僧、その後の入宋僧も基本的には大宰府の了解を得て渡海している。⁶⁴この点は十一世紀末の入宋僧成尋や戒覚などにも該当し、彼らは渡海の許可を得ることができないままに宋商人の船に乗り込んだため、自らの行為を密航と認識しており、それ故に海辺の人々が宋船に物売りなどに近づくと、船底に身を潜めねばならなかったのである（『参記』卷一延久四年三月十五〜十七日条に「閉戸絶音、此間辛苦不可宣盡」、『渡宋記』永保二年九月五日条「依_レ恐_二府制_一、隠如_二盛囊_一臥_二舟底_一、敢不_レ出。嗟_レ有_二大小便利之障_一、仍不_レ用_二飲食_一」といった労苦が記されている）。

P 『三代実録』貞観十二年（八七〇）二月十二日条
先_レは大宰府言、対馬島下県郡人卜部乙屎麻呂、為_レ捕_二鷓鴣鳥_一向_二新羅境_一。乙屎麻呂為_二新羅国所_レ執、縛囚_二禁土獄_一。乙屎麻呂見_二彼国_一、挽_二運材木_一、構_二作大船_一、擊_レ鼓吹_レ角、簡_レ士習_レ兵。乙屎麻呂竊問_二防援人_一、答曰、為_レ伐_二取_レ対馬島_一也。乙屎麻呂脱_レ禁出_レ獄、纒得_二逃帰_一。（下略）

Q 『朝野群載』卷二十・異国 承暦四年（一〇八〇）三月五日大宰府解
大宰府解 申請官裁事。言上高麗国牒壹通状。右商人往_二返高麗国_一、古今之例也。因_レ茲去年当朝商人王則貞、為_二交_レ関_一罷_二向彼州_一之間、礼賓省牒壹通、相_二副錦綾麝香等_一所_レ進也。是則聞_二医師經_二廻鎮西_一之由上。牒送旨、件則貞所_レ申也者。異国之事為_レ蒙_二裁定_一、未_レ檢_二知件錦綾麝香等_一。何況不_二請取_一。先相_二副牒状_一言上如_レ件。謹解。

r 『玉葉』文治二年（一一八六）二月二十四日条⁶⁵
（上略）又対馬守親光可_二還任_一之由、同自_二関東_一令_レ申云々。件事者、治承三年依_二成功_一任_二当国守_一、即赴_二任国_一之間、逢_二平家之乱_一。仍恐_二彼乱行_一、越_二渡高麗国_一、聞_二平氏滅亡之由_一、帰朝。在国之間、史大夫清業依_二巡年_一被_レ拜_二当国_一了。而親光攀_二向関東_一、触_二此子細_一了。仍頼朝卿感_レ不_レ從_二平氏_一之意趣上、奏_二此旨_一云々。（下略）

但し、渡海の行為のみを云々されたのはmが唯一の事例と目される。oは『中右記』寛治六年（一〇九二）六月二十七日条に「有_レ陣定」。是大宰府解状也。唐人隆珉為_レ「商客」初通_レ「契丹国之路」、銀宝貨等持來。子細見_レ「解状」とあるのが審議の始まりを示し、宋商人劉珉とともに渡海したもので、交易活動が主目的であつて、nも「貨物」が没収されているので、やはり交易とそれに付随する看過し難い事案によつて処断されたものと考えられる。⁽⁶⁶⁾ pは九世紀の事例で、国境付近で新羅側に捕捉されて連行されたという事情はあるものの、境界域に向かつたところは多少の越境は構わないと認識されていたのかもしれない。しかし、pでは卜部乙屎麻呂の処罰が問題になつた様子は看取できない。qはmよりも後出の出来事で、高麗の医師派遣要請を齎した大宰府管下の商人王則貞の活動を窺わせるものである。この場合、大宰府の渡海許可が出ていたのかもしれないが、「商人往_レ返高麗国」、古今之例也」とあり、彼我往来は全く問題とされていないと思われる。⁽⁶⁷⁾ rでは九条兼実が「越渡」と認識していたにもかかわらず、特段にこれを指弾していないのは、平家の都落ち、西海下向と反攻のための徴兵に対する反発・親源氏の行動という要素とともに（『吾妻鏡』文治元年六月十四日条）、日麗間の往来を特別の問題としない常態があつたことも考慮したい。⁽⁶⁸⁾

とすると、mは刀伊の入寇という非常事態、反道長の姿勢も秘めた中閔白家の大宰権帥藤原隆家の存在を背景に、特段に「越渡」を戒める原則論が強調されたものではないかと考えられてくる。上述のように、道長は「不_レ被_レ許_二入唐_一」という寂照を渡海させており、朱仁聰Ⅱの帰国に随伴して藤木吉なる者が渡海している（Ⅱ―20）のも、道長の意向をふまえたものと推定される。この藤木吉の事例は日本側の史料には全く知られず、また大宰府等からの文書を齎した云々などの記述はないので、派遣主体の比定はあくまで可能性の呈示に留めねばならない。しかし、周文裔Ⅱ・周良史Ⅰの帰国に随伴して渡海したと思しき志賀社司某の場合（ii―08・09・12）、大宰大式藤原惟憲の関与が明白であり、その背景には藤原道長・頼通の意思が体现されていたと考えられる。上述のように、中国側の受容が行われていれば、後代

の孫吉の例のような外交案件になったと思われるが、今回は成功しなかった。ii-12において、藤原実資は志賀社司の渡海を「慮外乗^三入唐船^二」とし、越渡した上での帰朝を「希有事」とする評言を記すのみで、特段に渡海制云々を問題にした様子は窺われない。

後代の事例になるが、密航の形で渡海した成尋一行のうち、五人の弟子は帰朝して宋での成尋の足跡を伝えている。彼らの帰朝そのものに対する朝廷の反応は不明であるが、悟本（陳詠）・孫吉らの来航と宋皇帝からの文書・志送品の到来に真摯に対応しており、また「成尋阿闍梨入唐之間路次從^二日域^一及^二唐朝^一図繪」が屏風十二帖に仕立てられたものが製作されたといひ（『中右記』康和四年（一一〇二）六月十九日条）、成尋の渡海・宋での実績はむしろ賛美されたと言えよう。ここに成尋が思い描いていた弟子たちの行末と「寺門興隆」が遂げられており、そのためには弟子たちの帰朝が公的なものとして受け入れられ、喧伝されるのが不可欠であったと思われる⁽⁶⁹⁾。上述のように、成尋には密航^{II}渡海制への違反の意識はあったが、一旦渡海してしまった者に対して、国家への反逆などの悪意がなければ、渡海制を厳しく適用することはあまり意図されていなかったのではあるまいか。これらは寺社関係者の事例という要素も考慮すべきかと思われるが、rは俗人であり、この間に根本的な方策転換があったと見るよりは、道長執政期に看取される実的な運用が基調として続いていったと位置づけておきたい。

では、年紀制については如何であろうか。年紀制の存在はII-12、史料a、i-04、ii-03などに見えており、朱仁聰や周文裔・周良史ら宋商人が来着した際には必ず話題に上るものであった。この年紀制は『貞信公記』天慶八年（九五五）七月二十九日条に「延喜十一年制後、唐人来着度々符案令^レ見」とあり、kに「延喜之比被^レ定^二年記^一」、後掲tに「起請年記」・「起請之期」などと認識されているので、延喜十一年に宣旨・官符などの形で規定されたことが窺われる。延喜十一年前後の様子を見ると、延喜三・七・八・九・十一年には中国商人の来航が知られ、九世紀後半の唐商人来航のあり

即位後の初来により安置（i—04）（↓長和四年（一〇一五）帰国）―《八年》↓寛仁四年（一〇二〇）周文裔Ⅱ・周良史Ⅰ来着：年紀違反だが、後一条天皇即位後の初来により滞在を認める（ii—03）（↓万寿三年（一〇二六）帰国）―《八年》↓長元元年（一〇二八）周文裔Ⅲ・周良史Ⅱ来着：年紀違反により廻却（iii—06・07）、後日安置に変更か（↓長元五年（一〇三二）末頃帰国）

後代の事例であるが、日明貿易においては明側の日本船来航間隔は足かけ十年で、前回の遣明船の寧波入港から次回の遣明船の寧波入港が十年間隔と解すべきことが明らかにされており、年紀の起算が前回の帰国時からではなく、来着時から数えられるとする点は通有の計算方式として支持すべきものであると思われる。

では、年制制の年限も十年なのであるうか。朱仁聰などの事例によると、八年では年紀違反と判定されており、八年以上であることはまちがいない、sには「中古十余年」とあるので、新見解では十年前後、十〜十二年という数字が提起されているが、やや曖昧である。この点に関連して、別稿で触れた十世紀後半の呉越商人蔣承勲Ⅱ蔣袞の事例に注目してみたい⁽⁷⁾。その来日形態は次の如くである。

○承平五年（九三五）九月蔣承勲Ⅰ来着（↓天慶三年（九四〇）七月頃帰国）―《十年》↓天慶八年（九四五）六月蔣袞Ⅰ（蔣承勲Ⅱ）来着：「過期限早可安置」（『貞信公記』同年七月二十九日条）（↓天曆元年（九四七）閏七月末以降に帰国）―《六年（十六年）》↓天曆五年（九五二）蔣承勲Ⅲ来着か（↓天曆七年（九五三）七月以降に入呉越僧日延を随伴して帰国）

この蔣姓の商客は呉越国から到来し、藤原忠平・仲平（『日本紀略』承平六年八月二日条、天慶三年七月□日条、『玉葉』承安二年九月二十二日条）、実頼・師輔（『本朝文粹』卷七書状）など歴代の摂関家の人々が呉越王に宛てた書状を受領しており、「人臣無二境外之交」の原則を越える摂関家の外交主導を支えている⁽⁸⁾。また日延渡海の際には中国の天

台宗側から「繕_レ写_レ法門_一度_一送使」が求められたといひ（『平安遺文』四六二二号大宰府政所牒案）、これは「善隣国宝記」永観元年条所収『楊文公談苑』に「呉越錢氏多因_二海舶_一通_レ信。天台智者教五百余卷、有_レ録而多_レ闕。賈人言、日本有_レ之。錢俶置_二至_レカ_一」書於其國王_一、奉_二黃金五百兩_一、求_二写_レ其本_一、盡得_レ之訖。今天台教大布_二江_レ左_一」（『參記』卷五 熙寧五年十二月二十九日条も参照）とある「ブックロード」の還流に関わるものと位置づけることができる。⁷⁰⁾

十世紀前半～中葉の中国は五代十国の混乱期にあり、来日する商人も散発的であつたし、呉越国王の意を体した蒋姓の人物が複数いたとも考え難い。蒋衰Ⅰの帰国に際して藤原実頼が呉越国王に宛てた書状（『本朝文粹』卷七・大江朝綱作）には「蒋衰再至」と記されており、蒋衰という人物の一度目の来航の史料欠損も考慮すべきではあるが（その場合には、蒋承勳Ⅰ以前の来航であつたと目され、この蒋衰Ⅰと蒋衰Ⅱの間隔は十年よりも長くなるので、「過_二期_一限_一」と判断されたであろう）、やはりこの蒋衰Ⅰ＝蒋承勳Ⅱであつて、日本側は蒋承勳の二度目の到来と認識していたと解したい。では、何故蒋承勳Ⅱは蒋衰という名乗りで来航せねばならなかつたのであろうか。蒋衰Ⅰは『貞信公記』天慶八年七月二十九日条に、

中使好古朝臣来、延喜十一年制後、唐人来着度々符案令_レ見。即令_レ奏云、過_二期_一□（限カ）一早可_二安置_一也

とあり、年紀制の要件を満たしているので安置供給が許可される方向であつた。しかし、蒋承勳Ⅰと今回の蒋承勳Ⅱの間隔では十年となり、これは年紀制に違反してしまふので、蒋衰Ⅰの来着という形をとつたのではあるまいか。蒋承勳Ⅱ＝Ⅲも六年の間隔になるが、Ⅰ＝Ⅲであれば十六年になり、これは年紀を満たしているので、蒋承勳の名前で来航したと説明することができよう。こうした変名による年紀遵守の形態はいくつか知られ、後代には商客到来が頻繁化・同時複数化するためか、変名を指弾され、廻却決定に処せられることが多い。⁸⁰⁾

以上を要するに、十年の間隔では年紀違反、十六年では充分に満たしていると解され、年紀制の年限はやはり一紀＝

u 『中右記』元永元年（一一一八）二月二十九日条

（上略）又大宋国商客陳次（俊カ）明申。給_レ本朝返牒_一可_レ歸_レ唐事。人々一同被_レ申云、本自無_レ牒_一日本国_一書付_レ商客_一申上。調_レ遣返牒_一事忽不_レ可_レ有也。先年下知、件日被_レ廻却_一処、今年又来着。何又可_レ申調_一哉。如_レ初可_レ被_レ廻却_一者。

v 『中右記』大治二年（一一二七）十二月二十六日条

（上略）又太宰府申唐人四人来着事、人々定申云、年紀不_レ叶、可_レ被_レ廻却_一歟。左大弁読_レ之書_レ之。此後人々被_レ退出_一（下略）

まず年紀制の対象であるが、上述の延喜十一年前後の中国商人来航の様子、渤海使に対する一紀一貢の年紀制を参照した点などから見て、sにも記されているように、「唐人来朝年数」、即ち中国商人全体の来航に関する規制であったと解される。但し、唐滅亡から五代十国の混乱期の段階では、商客来着は散発的で、実際には呉越商人蔣承勲（蔣袞）がある程度定期的に到来する史料が残っているくらいであり、上述のように、この一人の商客についての来航間隔、即ち同一人に関する規制として機能した側面が見られた。したがって北宋の成立により宋商人の来航が頻繁化、複数人化すると、年紀制は両様に発現され、道長執政期の当初から原則の貫徹は難しかったと考えられる。

朱仁聰Ⅰ来航の前後には既に複数の宋商人が到来しており、朱仁聰Ⅱの時には曾令文に対する支払いをめぐる交渉が並行して展開していた。朱仁聰Ⅱと曾令文は同時に滞在することが許されたようであるが、aの用括は「同人有_二年紀_一」と判定されながらも、「前般商客曾令文未_二歸去_一」という理由で、この時点では朱仁聰Ⅱは既に帰国していた筈であるのに、「任_二旧制符之旨_一、可_二廻却_一」という決定になっている、ここではまた、「去年廻却之後、不_レ経_二幾程_一、重以参来」という点、即ち前回の帰国から再来日までの間隔も問題にされていた。上述のように、年紀は来着時点から起算するものであり、周文裔の例に看取されるように、何年間か日本に滞在して帰国し、宋本国で日本から将来した物品を売り捌

き、再び日本向けの唐物を揃えて再度来日するというのが一つのサイクルであったから、帰国から次回への到着の間隔が短い方が効率的な交易が可能になるので、周文裔の事例でも徐々にこの間隔が短縮される携行にある。こうした行為に對する規制（①連年の来航は不可）も新たな課題を呈していたと思われる。したがって最初期の段階において、年紀制だけに留まらず、いくつかの要素を加味した判断が必要になった訳である。

次に朱仁聰・周文裔らの例では前回の来着時から起算して八年くらいで再来日する場合が多く、年紀制違反への対応も当初からの課題であった。iでは「宋人若有_レ申_下彼_{（待カ）}ニ便風_一可_レ罷_レ歸_一之由_上、隨_レ又_レ可_レ有_レ載_{（裁カ）}許_レ者、有_レ追_レ却_レ名_一、自_レ廻_レ一_兩季_一、不_レ異_レ安置_一。若_レ然_レ者_レ偏_レ可_レ被_レ安置_一歟」とあり、交易の実施という点においては【②安置と廻却の差違が明瞭ではない】ことが指摘されており、今回は「唐物内裏焼亡間悉以失了」という事情もあって、左大臣藤原道長の意向で安置を許可するという決定になっている。i—04の周文裔Iは「商客參入等事有_二年紀_一、而頗參_レ來、雖_レ非_二穩便_一、須_レ被_レ放_レ却_一」と判定されながらも、三条天皇即位後の初來宋人という理由で安置が許されており、【③代始め來航者を安置する】という先例になった。ii—03の周文裔IIは後一条天皇、『後二条師通記』寛治二年（一〇八八）閏十月七日条「唐人幼主代初可_レ被_レ安置_一云々」（『百鍊抄』同年十月十七日条「宋人張仲所_レ獻竹豹廻却官符請印」とある張仲か）は堀河天皇（十歳で即位）に関わるものである。

そして、こうした代始めの嘉例は【④宋人が日本天皇の徳化を慕って來航する】という構図であり、代始めとは関係のないj・iii—06でも宋商人と日本人妻の間に生まれた子息の宋人が天皇の徳を慕い、あるいは日本在住の父母への孝養を理由に來航することを受容している。藤原実資は「遙聞貪欲有_二計略_一歟、不_レ可_レ謂_二徳化_一」（ii—06）と看破しており、これは周良史Iの関白藤原頼通に対する名籍捧呈をめぐる評言であるが、ii—03にも「依_二内々気色_一、皆所_二定申_一也」とあって、藤原道長や頼通らはそうした実態を知りながらも、敢えて到來を受け入れる方策を講じているので

あろう。但し、上述のように、周文裔Ⅲ・周良史Ⅱはその後安置に切り換えられた可能性もあるが、iii—06・07の時点ではあくまでも廻却扱いであり、jでも「明春〔待脱カ〕巡風可随廻却一歟」とされているので、これらは安置までは認可しないが、【⑤半年—一年程度の短期滞在を黙認し、実質的には交易を行わせる】という形で解決を図ったものと位置づけることができる。その他、II—21には【⑥漂着者は年紀を問わず安置する】という先例も見受けられる。

以上、藤原道長執政期における年紀制による安置・廻却の判断とその実態を整理したが、これは後代に「延喜之比被_レ定_二年紀_一之後、或守_二彼年紀_一被_レ從_二廻却_一、或優_二其參來_一被_レ聽_二安置_一」（k）、「凡商客參來、相_二定年紀_一之後、不_三必依_二起請之期_一、有_下被_レ免_二安置_一之時_上」（t）、「異客來朝、本定_二年紀_一之後、雖_レ不_レ依_二其年限_一、或被_二安置_一、或被_二放歸_一」（1）と総括されるものに他ならなかった。このような柔軟な対応は道長執政期の特例であり、頼通執政期以後の政策基調は再び年紀制の原則的適用に復帰したとする見解もあるが、同時に指摘されているように、年紀制はあくまでも鴻臚館での安置による優待、朝廷が交易相手とする商客を限定するためのものであって、廻却の場合でも民間との交易は全く問題がなかったから、商客の来航数そのものの制限や貿易全体の量的規制を企図する制度ではなかったことに留意したい。⁽⁸³⁾

頼通執政期の様相は史料制約もあって、なお検討課題であるが、故実・儀式の面では道長の段階で模索された御堂流を定着させる上で重要であったと考えられてきている。⁽⁸⁴⁾外交面に關して頼通が関白をやめる治暦四年（三月二十三日辞表）までの事例を通覧すると、II—21の林養・俊政來着は道長期の⑥漂着の先例に依拠して判断が下されたことがわかる。また寛徳元年（一〇四四）に但馬国に漂着した張守隆（『百鍊抄』七月二十七日・八月六日条、『扶桑略記』八月七日条）は八月十一日に「諸卿定_二申但馬国宋商客廻却事_一」とあり、一旦は廻却になったが、翌年八月十日には「諸卿定_下申但馬国唐人張守隆等愁_二申守章任朝臣押_二領雜物_一事_上」とあって、依然として滞留して国司との紛擾を起こして

いたことが知られ、永承五年（一〇五〇）九月条に「宋人張守隆帰化、賜安置官符」と見えているので、ついには帰化を名目に安置が認められた次第である（以上、いずれも『百鍊抄』）。頼通期には判断の過程・根拠がわかる例がないが、このようなケースの存在はkに総括されるような状況は頼通期までを含んだものであって、当該期も概ね道長期に示されていた柔軟な対応が踏襲されたと考えることができよう。その意味では道長執政期の対外政策は以後も基調として維持されていくものであったと解されるところである。

以上、本章では渡海制と年紀制を中心に藤原道長執政期の対外政策のあり方を検討した。「はじめに」で紹介した旧説の如くに渡海制・年紀制を墨守した「受動的貿易の展開」の時代という文脈よりは、宋商人来航が本格化する現実を見据えて、次の「能動的貿易の展開」の時代に接合する流れを形成した先駆的方策を探った時期として理解したい。渡海制に関連して触れたII—20やii—08・09・12のような大宰府を窓口とする宋の官憲との通交という発想は、むしろ十一世紀末の成尋の弟子たちの先行帰国時II道長期の寂照以来の入宋僧の渡海を機に、十二世紀代にかけて宋・明州から大宰府宛の牒状が齎されるという形で実現されるが、日本側の対応は必ずしも積極的なものではなかった。そこには北宋から南宋への変転など東アジア情勢の変容が考慮されていたのかもしれないが、南宋が成立する一一二七年は時あたかも日本側で年紀制云々が史料に見える最終事例であり（v）、そこまでの過程、さらにはその後の対外政策の展開については後考に俟つことにしたい。

むすび

本稿では遣唐使以後の古代日本における対外政策の展開を探究すべく、比較的史料が豊富な藤原道長執政期を中心に、前後の様相を含めて検討を試みた。道長期の位置づけは第三章で整理した通りであるが、頼通期の事例を付記して、むすびにかえたい。

十一世紀末の入宋僧成尋の通事を務めた明州の商人陳詠は、「五度渡日本一人也」といい（『参記』巻一熙寧五年四月十九日条）、「昨於治平二年（一〇六五＝治暦元）内、往日本国買売、与本國僧成尋等相識、至熙寧二年（二〇六九＝延久元）從彼國販載留黃等」、杭州抽解貨売、後來一向只在杭・蘇州買売（巻二熙寧五年六月五日条所引杭州公移）、「於慶曆八年（一〇四八＝永承三）内、本州市舶司給得公牒、往日本興販前後五廻」（巻八熙寧六年四月十二日条所引尚書祠部牒）とあるので、日本側の記録には全く残っていないが、二十年間のうちに五回、四年に一度ほどのペースで来日していたことになる。彼は直近では五年間日本に滞留しており、上述のように、成尋の弟子五人が先行帰国するのに随伴して、宋皇帝の文書や新訳経などを携えて六回目の来日を遂げるのであって（巻八熙寧六年六月十二日条）、この六回目だけが日本側の史料に所見する⁸⁵。五回目から六回目は年紀制の起算では八年、前回の帰国時からは四年で、朱仁聰や周文裔らの来航間隔と相似していると言えよう。

成尋は母方を辿れば藤原道長とも親密であった源俊賢の女の所生子で、頼通の子左大臣師実の護持僧を長らく務めており、先行帰国する弟子たちには宇治経蔵、即ち頼通への献上品を付託していた（巻六熙寧六年正月二十三・二十九日条）。したがって成尋の密航も、頼通を中心とする人々の支援を得てこそ実現したものと考えられる⁸⁶。陳詠は成尋に随従して修行するということが宋朝により出家を許され、悟本と名乗っており（上掲尚書祠部牒）、これも日本側が受け

入力を緩和せざるを得ない状況を作り出すことになったと思われる。こうした陳詠の活動のうち、前五回の来日は頼通期のものであり、日本側の対応は不明であるが、成尋と日本で知己になっていた点に着目すると、成尋の人脈と合せて、頼通の対外政策を窺わせる事例としてさらに考究すべき課題としておきたい。

W『香要抄』末・茅香条（『統群書類従』三十一上）

此香当土之菽。所謂鹿鳴草也。而異州之通事呉里卿説云、去康平五年（一〇六二）之比、来朝之唐人王満之宿坊有_二此香氣_一。仍尋問之処、遂秘而不_レ見_レ之云々。

陳詠以外にも、当該期には孫吉、劉琨、また王満（W、『百鍊抄』・『扶桑略記』治暦二年（一〇六六）五月一日条）などのように、時に安置、多くは廻却に処せられているものの、複数回かつ頻繁に来航する事例が存する。この点に関しては既に指摘されているように、長期滞在型から短期往来型への変遷が看取され、その背景となる大宰府をめぐる交易環境の変化、宋人居留地「唐坊」の形成などがあつた。⁽⁸⁷⁾ Wの「宿坊」は鴻臚館から唐坊への過渡期に位置づけられる史料とされ、⁽⁸⁸⁾ 大唐通事の管轄下で商客が滞在・居留した状況を窺わせる。ここには鴻臚館を拠点としない交易の展開があり、その前提として道長期の大宰府官長を介した交易の模索、あるいは周文裔や章承輔など日本人と婚姻関係を結ぶ人々の活動、また彼らとの直接的な結合を図る日本側の人々、おそらくは府官クラスの北部九州の豪族たちの動向などを考慮せねばならず、⁽⁸⁹⁾ 道長期以降の対外政策の様相とともに、⁽⁹⁰⁾ やはり今後の課題として、蕪雑な稿を終えることにしたい。

- (1) 『参記』の校訂文は拙稿「『参天台五臺山記』東福寺本の校訂本(案)」(『遣唐使の特質と平安中・後期の日中関係に関する文献学的研究』平成十九年度) 平成二十年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書〔研究代表者・森公章〕、二〇〇九年)を参照。その他、藤善眞澄『参天台五臺山記』上・下(関西大学出版部、二〇〇九・二〇一一年)、王麗萍校點『新訂参天台五臺山記』(上海古籍出版社、二〇〇九年)、白化文・李鼎霞校點『参天台五臺山記』(花山文藝出版、二〇〇八年)、平林文雄『参天台五臺山記校本並に研究』(風間書房、一九七八年)なども参照されたい。
- (2) その他、拙稿 a 「入宋僧成尋とその国際認識」、b 「入宋僧と弟子」、c 「宋朝の海外渡航規定と日本僧成尋の入国」、d 「遣外使節と求法・巡礼僧の日記」(以上、いずれも『成尋と参天台五臺山記の研究』吉川弘文館、二〇一三年)、e 「渡海日記と文書の引載——古記録学的分析の試みとして——」(『日記・古記録の世界』思文閣出版、二〇一五年)なども参照。
- (3) 拙稿 a 「大唐通事張友信をめぐる」(『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年)、b 「九世紀の入唐僧」、c 「入宋僧成尋の系譜」(註(2)書)など。
- (4) 森克己 a 『新訂日宋貿易の研究』、b 『続日宋貿易の研究』、c 『続々日宋貿易の研究』(国書刊行会、一九七五年)。
- (5) 山内晋次 a 『奈良平安期の日本とアジア』(吉川弘文館、二〇〇三年)、b 『日宋貿易と硫黄の道』(山川出版社、二〇〇九年)、榎本渉 a 『東アジア海域の日中交流——九—一四世紀——』(吉川弘文館、二〇〇七年)、b 『僧侶と海商たちの東シナ海』(講談社、二〇一〇年)、渡邊誠『平安時代貿易管理制度史の研究』(思文閣出版、二〇一二年)など。
- (6) 原美和子 a 「成尋の入宋と宋商人——入宋船孫忠説に

- ついで―」（『古代文化』四四の一、一九九二年）、
 b 「宋代東アジアにおける海商の仲間意識と情報網」（『歴史評論』五九二、一九九九年）、c 「勝尾寺縁起に見える宋海商について」（『学習院史学』四〇、二〇〇二年）、d 「宋代海商の活動に関する一試論」（『中世の対外交流』高志書院、二〇〇六年）、河内春人「宋商會令文と唐物使」（『古代史研究』一七、二〇〇〇年）など。
- (7) 渡邊誠「年紀制と中国海商」（註（5）書）。
- (8) 山崎覚士「海商とその妻」（『仏教大学歴史学部論集』一、二〇〇一年）。
- (9) 大津透『日本の歴史』06道長と宮廷政治（講談社、二〇〇一年）、加藤友康編『日本の時代史』6撰関政治と王朝文化（吉川弘文館、二〇一一年）、佐々木恵介『天皇の歴史』03天皇と摂政・関白（講談社、二〇一一年）など。
- (10) 大津透「受領功過定覚書」（『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年）、佐々木恵介『受領と地方社会』（山川出版社、二〇〇四年）、寺内浩『受領制の研究』（塙書房、二〇〇四年）、増渕徹「藤原道長執政期の受領功過定」（『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年）など。
- (11) 拙稿 a 「刀伊の入寇と西国武者の展開」（『東洋大学文学部紀要』史学科篇三四、二〇〇九年）、b 「古代日麗関係の形成と展開」（註（2）書）を参照。
- (12) 上島亨『日本中世社会の形成と王権』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）、古瀬奈津子『撰関政治』（岩波書店、二〇一一年）など。
- (13) 稲川やよい「渡海制」と「唐物使」の検討」（『史論』四四、一九九二年）、榎本淳一「律令国家の対外方針と「渡海制」（『唐王朝と古代日本』吉川弘文館、二〇〇八年）、山内晋次「平安期日本の対外交流と中国海商」（註（5）a書）、河辺隆宏「年期刊と渡海制」（『日本の対外関係』三、吉川弘文館、二〇一〇年）、渡邊誠「年紀制の消長と唐人来着定」（註（5）書）など。

- (14) 平林盛得「資料紹介 優填王所造梅檀瑞像歴史」(『書陵部紀要』二五、一九七三年)。
- (15) 宋商人来航の年表的整理は、対外関係史総合年表編集委員会編『対外関係史総合年表』(吉川弘文館、一九九九年)、田島公『日本・中国・朝鮮対外交流史年表―大宝元年―文治元年―』増補・改訂版(二〇〇九年)、原美和子「日中・日朝僧侶往来年表(八三八―一二二六)」、榎本渉「日中・日朝僧侶往来年表(一二二七―二五〇)」(研究代表者・村井章介『八―一七世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流―海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に―』(上)〈平成一二年度―平成一五年度科学研究費補助金(基盤研究(A)(I))研究 成果報告書〉、二〇〇四年)などを参照。
- (16) 森克己「日宋貿易に活躍した人々」(註(4) b書)は、朱仁聰は七回、周文裔四回、周良史三回の来日を計上し、短期滞在と頻繁な来航をくり返したと見らるが、渡邊註(7)論文の新見解に依拠し、長期滞
- 在と中国帰国後に短い間隔で再来日を企図する形態であったと解する。但し、渡邊氏は日本僧の渡海や情報伝達の仲介者としての役割にはあまり言及されていないので、以下、私なりに検討を試みる。
- (17) 藤善眞澄「入唐僧と杭州・越州」、「入宋僧と杭州・越州」(『參天台五臺山記の研究』関西大学出版部、二〇〇六年)。
- (18) 註(2) 拙稿 a。
- (19) 速水侑『源信』(吉川弘文館、一九八八年)、原註(6) c 論文などは周文徳・楊仁紹が斉隠とともに帰国したと見る。小原仁『源信』(ミネルヴァ書房、二〇〇六年)二〇二―二〇四頁は、『往生要集』付託の書状の宛先を斉隠とする。
- (20) この点は田島公「平安中・後期の対外交流」(『福井県史』通史編一原始・古代、一九九三年)七九八頁でも指摘されている。
- (21) 対外関係史総合年表編纂会編註(15)書、田島註(20)論文七九六頁は、II―04と05の間に位置する『小

記目録』第十六・異朝事の「同（長徳二）年閏七月十七日、大宋国献鵝有三人京」間事。同十九日、大宋国鸚鵡・羊入朝事。」を宋人（田島氏は朱仁聰に比定）が入京して献上したと解するが、宋人が入京したとは読めないし、また朱仁聰に比定すべき確証もないので、朱仁聰の關係史料には採択しなかった。

(22) 気比史学会編『松原客館の謎にせまる』（気比史学会、一九九四年）。

(23) 本書状群（東寺東征伝裏文書）の位置づけについては、五味文彦「紙背文書の方法」（『中世をひろげる』吉川弘文館、一九九一年）、内容理解に関しては、田島註（20）論文八〇五頁を参照。

(24) II-10の事態出来により、暫くはこのルート利用が警戒されたものと推定される。なお、九世紀における渤海使の来航については、鈴木靖民「兵庫県祢布ヶ森遺跡出土木簡と天長四・五年の渤海使」（『日本の古代国家形成と東アジア』吉川弘文館、二〇一一年）を参照。

(25) 速水註（19）書一七五頁は、慶祚の『新書』に対する破文末尾には長徳五年（九九九）長保元）正月五日とあるので、朱仁聰は破文の完成を待っていたとする。

(26) 手島崇裕「平安中期の対外交渉と撰関家」（『平安時代の対外関係と仏教』校倉書房、二〇〇一四年）、註（3）拙稿c、上川通夫「寂照入宋と撰関期仏教の転換」（『日本中世仏教と東アジア世界』塙書房、二〇一二年）など。

(27) 上川註（26）論文五七頁でも同様の推測が示されている。

(28) 宋商人の舶載品については朝廷の先買権もあって貨物解文・和市物解文などが提出される。その区分に関しては、田島公「大宰府鴻臚館の終焉」（『日本史研究』三八九、一九九五年）、山内晋次「中国海商と王朝国家」（註（5）a書）、渡邊誠「管理貿易下の取引形態と唐物使」（註（5）書）などの研究があるが、なお検討すべき点もあると思われる。『春記』

長久元年（一〇四〇）五月五日条には「先年唐人獻_二貨物・私（和カ）市物等_一、而依_二其物等員少_一、可_二副加_一之由仰之。仍先日解文外加_二進雜物等_一、即欲_レ進_レ官之処_二云々とあり、貨物・和市物以外に「雜物」という区分が存し、これは官司先買権の法網を免れて、宋商人が充分な利益を得るべく売買するものであった。『朝野群載』卷二十長治二年（一一〇五）八月二十二日存問大宋商客記に前回来日時_二の代金回收を理由に到来した李充が裔_一、「復問云、於_二所_レ進負名注文_一者、所_レ備_二府覽_一也。但今度隨身貨物、可_レ注_二申色目_一。李充申云、色目載在_二所_レ進之本郷公憑_一。別不_レ可_二注申_一。隨身貨物者最少也。交_二易糧料_一欲_二歸郷_一。龜惡之物何備_二進官_一。但先被_二言上_一、可_レ被_レ隨_二裁下_一也」と問答しているのはそのあたりの機微を窺わせる。但し、II-17・18の「雜物」がこの区分に相当するものか否かはなお考察が必要である。

(29) 倉本一宏『一条天皇』（吉川弘文館、二〇〇三年）。

なお、山崎覚士「書簡から見た宋代明州対日外交」〔『東アジア世界史センター年報』三、二〇〇九年〕は、『玉葉』承安二年（一一七二）九月二十二日条に「其後一条院御時、異国供物。其牒状書_二主上御名_一（但仁懷、書_二聞違_一歟）。仍不_レ及_二沙汰_一被_レ返了」とあるのを国書到来の可能性を考え得る事例と見ている。氏は出典史料の日付を九月十七日条、「後一条院御時：」から引用するという誤謬を犯しており、これを後一条朝の出来事で、藤原道長の後援による寂照の渡海や真宗皇帝・楊億との関係に起因するものと解しているが、『玉葉』では明確に一条朝の事案とされているので、この点は訂正が必要である。山崎氏も一条朝には尙然の入宋があったことに触れられているものの、いずれにしてもどの時点の出来事かは不詳であり、一条朝における国書到来の可能性のみを紹介しておく。

(30) 渡邊誠「十二世紀の日宋貿易と山門・八幡・院御既」〔註（5）書〕。

(31) 註(21)でも触れた『小記目録』第十六・異朝事の

長徳二年閏七月十七・十九日条の「大宋国鸚鵡・羊」、

また同三年六月九日条の大宰府よりの羊献上のこと

について、速水註(19)書一七一頁はII-04に依拠

して朱仁聰は長徳二年四月頃に大宰府に移動させら

れ、大宰府から羊などを献上したと解する。但し、

II-04の「大宰大典倫頼申文」は必ずしも朱仁聰に

関わるものと解釈しなくてもよく、むしろこの時点

くらいまでは越前国に滞在しており、II-10に記さ

れた危惧や同時に問題になっていたII-06・11・12

の若狭国司との紛擾を機に大宰府への移動措置が講

じられたと見なされる。

(32) 河内註(6)論文、渡邊註(28)論文。

(33) 柴田房子「家司受領」(『史窓』二八、一九七〇年)、

佐藤堅一「封建的主従制の源流に関する一試論」(『初

期封建制の研究』吉川弘文館、一九六四年)、泉谷

康夫「撰関家家司受領の一考察」(『日本中世社会成

立史の研究』高科書店、一九九二年)など。

(34) 渡邊註(7)論文。

(35) 念救については、註(2) b拙稿を参照。

(36) 田島公「大陸・半島との往来」(『列島の古代史』四、

岩波書店、二〇〇五年)二七三～二七四頁は、「大

宋国汝南郡(現在の中国河南省汝南県)出身の商人

である周良史は字(別名)を憲清と言った。東宮学

士の平定親は初めて(周良史と)会ったにもかかわ

らず、昔から知り合いのようで、周良史の容姿が

非常に(坊官藏人の)憲清に似ていた(という)。

(これは)平定親が述べたことである」の意で、「憲

清」は『春記』長久二年(一〇四一)二月七・八日

条に見える「出雲守憲清」で、氏姓不明であるが、

「坊官藏人を経るの受領」(二月七日条)であったと

いう。この記事については、森克己「東宮と宋商周

良史」(註(4) b書)のように、敦良親王が周良

史と会ったと誤解されることも多いが、以上の解釈

によると、東宮自身は周良史と会ってもしないし、

見てもいないのであり、平定親からの伝聞を記した

ものと理解できることになる。また渡邊註(7)論文二一六～二二七頁は、平定親の経歴(長和五年(二〇一六)二月八日～寛仁三年(二〇一九)正月九日・藏人所雑色(それ以前は文章生)、『小右記』長和五年二月八日・寛仁三年正月十日・同四年十月十一日条では藏人式部丞、長元元年「二〇二八」(四年カ・伯耆守、長元五年六月三日・前伯耆守↓右少弁)から考えて、定親が藏人所雑色になった長和五年から周良史Ⅰの帰国が確認される万寿三年までの間のある時期に唐物使として派遣されたと見ており、今回の来航時に関わる史料と解し、ここに掲げた。

(37) 山崎註(8)論文。

(38) 拙著『遣唐使の光芒』(角川学芸出版、二〇一〇年)表Ⅶ―1「九世紀代の唐人来航例」を参照。

(39) ii-01によると、周文裔Ⅱ・周良史Ⅰは二艘で到着したことが知られるが、これは陳文祐Ⅰとともに到着したもので、陳文祐は周文裔Ⅲ・周良史Ⅱとは別

に、万寿四年に陳文祐Ⅱとして来日している。但し、この時には周文裔Ⅱの副章承輔の子章仁利も随伴しており、彼らは一つの集団であったと思われる。

(40) 註(2) c 拙稿、河辺隆宏『朝野群載』所収宋崇寧四年「公憑」について(『情報』の歴史学)中央大学出版部、二〇一一年)などを参照。

(41) 拙稿「平安貴族の国際認識についての一考察」(註(3)書)、山内晋次「中国海商と王朝国家」(註(5) a 書)。

(42) こうした事例は林文理「博多綱首の歴史的位置」(『古代中世の社会と国家』清文堂出版、一九九八年)、山内論文(13)、渡邊誠「大宰府の「唐坊」と地名の「トウボウ」」(註(5)書)などが指摘する、住蕃貿易・唐人街の形成の端緒を窺わせるものと言えよう。なお、川添昭二「宗像氏の対外貿易と志賀島の海人」(『海と列島文化』3玄界灘の島々、小学館、一九九〇年)には、十二世紀末～十三世紀の宗像大宮司家が宋人女性(在日宋商人「博多綱首」の女か)

- と婚姻関係を結ぶ例があることを示しており、『訂
正宗像大宮司系譜』、史料上に明証がある事例は珍
しいが、対外交易を介した要因が想定されるとい
う。
- (43) 手島崇裕「日本——北宋の仏教交渉と撰関期仏教の
展開——入宋僧寂照の度縁から——」(注(26)書)。
- (44) 唐物御覧や分与の意味合いについては、皆川雅樹「九
世紀日本における「唐物」の史的意義」、「九〇十一
世紀の対外交易と「唐物」贈与」(『日本古代王権と
唐物交易』吉川弘文館、二〇一四年)などを参照。
- (45) 皆川雅樹「動物の贈答」(注(44)書)。
- (46) 中田薫『コムメンダチオ』と名簿捧呈の式(『法
制史論集』第二巻、岩波書店、一九三八年)。
- (47) 註(11) b 拙稿で触れた刀伊の入寇後の高麗使への
対応を見ると、道長・実資らの「旧世代」の洞察力・
先見性に比すると、頼通ら「新世代」の外交感覚に
は問題があったことが窺われる。
- (48) 渡邊註(7)論文二二九〜二三〇頁。
- (49) 漢詩交歓の意味合いについては、村井章介「漢詩と
外交」(『アジアのなかの日本史』Ⅳ、東京大学出版
会、一九九三年)、『東アジア往還』(朝日新聞社、
一九九五年)などを参照。
- (50) 太田晶二郎「靈棋経」(『太田晶二郎著作集』第一
冊、吉川弘文館、一九九一年)。
- (51) 水田紀文「宋音般若心経」(『国語学』四八、一九六二
年)。
- (52) 註(41) 拙稿。
- (53) 註(11) b 拙稿。
- (54) 川添註(42)論文三〇三頁。
- (55) 後代の事例になるが、『参記』卷五熙寧五年十二月
一日条には五臺山に参詣した成尋が菩薩石を贈与さ
れたことが見えており、また『渡宋記』を残した戒
覚は「副進菩薩石壹枚(暗隙日光差入之処、当此
石可_レ看也)。必定放_二五色光_一歟。若尔者礼_二其光
明_一、是菩薩不思議之化用云々。仍大聖文殊之結縁、
可_レ在下礼_二石光_一之功徳_上矣」と記している。
- (56) 石井正敏「入宋巡礼僧」(『アジアのなかの日本史』

V、東京大学出版会、一九九三年）、註（3）c 拙稿など。

- (57) 註（3）b 拙稿で整理したような、遣唐使以外で入唐する僧侶と唐商人には継続した関係が維持される例があり、また拙稿註（3）c で触れた呉越商人蔣承勳（蔣袞）と藤原忠平―実頼・師輔父子との交流も知られるが、この頃は太宰府鴻臚館での安置供給がきちんと行われていたためか、特段の要望を伝えるという事例は見られない。

(58) 刀伊の入寇については、註（11）a 拙稿を参照。

- (59) 森克己「日本商船の高麗・宋への進出の端緒」註（4）b 書、「寛平・延喜に於ける貿易統制の改革」註（4）a 書 など。

(60) 山内晋次「古代における渡海制の再検討」（『待兼山論叢』史学篇二二、一九八八年）、稲川註（13）論文 など。

(61) 前者の立場については、滝川政次郎「衛禁律後半の脱落条文―律令時代の私貿易の禁―」（『律令格式の

研究』角川書店、一九六七年）、利光三津夫「衛禁律後半写本における条文脱落の存否について」（『律令研究統貂』慶応通信、一九九四年）、「再び養老衛禁律脱落条文について」（『法学研究』七二の四、一九八九年）、森哲也「唐衛禁律越度縁辺関塞条の日本への継受に関する覚書」（『前近代東アジア海域における交易システムの総合的研究』科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇〇年）など、後者に関しては、榎本註（13）論文、「広橋家本「養老衛禁律」の脱落条文の存否」（註（13）書）などを参照。

(62) 榎本註（61）論文。

(63) 太宰府や到着地などの本来の外交機能については、拙稿「太宰府および到着地の外交機能」（註（3）書）を参照。

(64) 註（3）b・c 拙稿。

(65) 『吾妻鏡』文治元年（一一八五）五月二十三日条・六月十四日条も参照。但し、後者に記された虎退治や土地領有については、近藤剛「嘉禄・安貞期（高

麗高宗時代)の日本・高麗交渉について(『朝鮮学報』二〇七、二〇〇八年)が指摘するように、疑問が多い。

(66) 拙稿「劉琨と陳詠」(註(2)書)。

(67) 註(11) b 拙稿。なお、『小右記』寛仁三年四月二十五日条には、「但先可_レ到_二壹岐・対馬等嶋_一、限_二日本境_一可_レ襲撃_一、不_レ可_レ入_二新羅境_一之由、都督所_二誠仰_一也者」とあり、刀伊の入寇を追撃する際に「日本境」が意識されていたことも事実である。

(68) 上掲 f の高麗・義天との連絡に関しては、『高麗大覚国師文集』巻十四に「寄日本国諸法師求集教藏疏」が知られる。また『平安遺文』題跋編二五八八号釋摩訶衍論通玄鈔卷四奥書には、「正二位行権中納言兼大宰帥藤原朝臣季仲依仁和尚定二品親王仰_一、遣_二使高麗国_一請来、即長治二年(一一〇五)五月中旬從_二大宰_一差_二專使_一奉請之」とあり、仁和寺法親王の要請で大宰帥が高麗に遣使して經典入手に努めたことが窺われる。

(69) 註(2) b 拙稿。なお、『続資治通鑑長編』元豊六

年(一一〇八三)三月己卯条には、今回帰朝した弟子のうち、快宗は十三人の一行とともに再度入宋したことが知られるが、その際の渡海方法等是不詳である。

(70) 起請については、東野治之「令集解に引かれた奈良時代の請事・起請について」(『日本古代史料学』岩波書店、二〇〇五年)、早川庄八「起請管見」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年)などを参照。「起請」は上申・上奏が原義であるが、上申・上奏が勅可もしくは太政官処分(官判)による裁可を経て強制力を有する法としての起請に転換するという。『北山抄』巻十「吏途指南」などによると、天皇の命令により制定されたものとして遵守すべき「憲法」になっていると認識されていたことが看取される。

(71) 註(38) 拙著の表Ⅶ―1を参照。その他、『革曆類』善相公奏状(『大日本史料』第一編補遺・別冊二、八(九頁)に記された延喜元年の唐人盧知遠の到来な

ど、史書に掲載されない来航者があったことも考慮しておきたい。

- (72) 森克己「転換期十世紀の対外交渉」(註(4) b書)、石上英一「日本古代一〇世紀の外交」(『東アジア世界における日本古代史講座』七、学生社、一九八二年)など。
- (73) 河辺註(13) 論文、「日宋貿易における年紀制管理と貿易形態の変化」(『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社、二〇一〇年)など、拙稿「日渤海係における年期制の成立とその意義」(『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、二〇〇八年)でもそのように考えている。
- (74) 渡邊註(7) 論文。
- (75) 渡邊註(30)・(42) 論文など。
- (76) 橋本雄「再論、十年一貢制」(『日本史研究』五六八、二〇〇九年)。
- (77) 註(3) c 拙稿。呉越国の歴史については、山崎寛士『中国五代国家論』(思文閣出版、二〇一〇年)を参照。
- (78) 註(3) b 拙稿。
- (79) 王勇「ブックロードとは何か」(『奈良・平安時代の日中文化交流史』農山漁村文化協会、二〇〇一年)。
- (80) 孫吉(孫忠、孫吉忠)については、原註(6) a. b 論文など、黄政↓王端(『水左記』永保元年十月二十五日・二十九日条、史料1)に関しては、山内晋次「硫黄流通からみた海域アジア史」(『九州史学』一六〇、二〇一一年)を参照。
- (81) 註(73) 拙稿。なお、年紀制の年限を一紀〓十二年と考えるべきことについては、河内春人「書評渡邊誠『平安時代管理貿易制度史の研究』」(『史学研究』二七九、二〇一三年)五二頁でも指摘されている。
- (82) sの「上古三十年」はあるいは東野治之「遣唐使の朝貢年期」(『遣唐使と正倉院』岩波書店、一九九二年)が明らかにした、遣唐使の二十年一貢の記憶を伝えたものかとも考えられる。ちなみに、延暦度遣唐使と実質上最後の遣唐使となる承和度の間隔は三十三年であり、榎本淳一「遣唐使と通訳」(註(13) 書)

が指摘するように、『三代実録』貞観十六年（八七四）六月十七日条の香葉購入の入唐使を遣唐使として数えれば、承和度から三十八年の間隔となる。

(83) 渡邊誠「年紀制の消長と唐人来着定」（註（5）書）。

(84) 末松剛『平安朝廷の儀礼文化』（吉川弘文館、二〇一〇年）、和田律子『藤原頼通の文化世界と更級日記』（新典社、二〇一〇年）など。なお、高松百香「院政期撰閲家と上東門院故実」（『日本史研究』五一三、二〇〇四年）も参照。

(85) 註（66）・（41）拙稿など。

(86) 註（3）c 拙稿。

(87) 渡邊註（7）・（42）論文。

(88) 山内晋次「『香要抄』の宋海商史料をめぐって」（『アジア遊学』一三二、二〇一〇年）。

(89) 正木喜三郎『大宰府領の研究』（文献出版、一九九一年）、『古代・中世宗像の歴史と伝承』（岩田書院、二〇〇五年）など。

(90) 平安末期以降、鎌倉時代の様相については、渡邊

註（30）論文、「後白河法皇の阿育王山舍利殿建立と重源・栄西」（『日本史研究』五七九、二〇一〇年）、「後白河・清盛政権期における日宋交渉の舞台裏」（『芸備地方史研究』二八二・二八三、二〇一二年）、榎本註（5）a 書、「日本の墨蹟史料から見た南宋期の海上貿易」（『大阪市立大学東洋史論叢』別冊特集号、二〇〇九年）、中村翼「鎌倉中期における日宋貿易の展開と幕府」（『史学雑誌』一一九の一〇、二〇一〇年）、「鎌倉幕府の「唐船」関係法令の検討」（『鎌倉遺文研究』二五、二〇一〇年）、大塚紀弘「日宋交流と仏牙信仰」（『日本歴史』七五八、二〇一一年）、「唐船貿易の変質と鎌倉幕府」（『史学雑誌』二二二の二、二〇一二年）などを参照。

